

緑豊かな自然と共生する
安全で健康な文化都市・北本

北本市環境基本計画

年次報告書

平成26年度版（平成25年度の状況）

北 本 市

第1章 総説

第1節 北本市の概要

1	位置・交通	1
2	沿革	1
3	人口・世帯	2
4	産業	3
5	土地利用	3
6	組織体制	5

第2節 環境基本計画の概要

1	計画の目標	6
2	施策の体系	8
3	計画の進行管理	9

第2章 環境の現状と取り組みの状況

総 評

	市が講じる施策の方針について	10
	市が講じる施策の方針一覧	10
	環境基本計画の進捗状況	12
	凡例（第2章第1節から第3節までの見方）及び◆進捗状況の評価基準について	17

第1節 自然と人間の共生する環境

1	自然環境の保全と創造	18
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	23
3	豊かな農地の保全と創造	24
4	公園の整備	27
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	30
6	道路の緑化の推進	32
7	野生生物の保護	33
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	35
9	豊かな都市景観の創造	37

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10	空気の清浄さの維持	40
11	水の清浄さの維持	43
12	土壌汚染の防止	46
13	騒音・振動の防止	48
14	悪臭の防止	49
15	化学物質による汚染の防止	50
16	省資源・省エネルギーの推進	51
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	52
18	循環型ごみ処理方法の推進	55

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19	地球環境問題への取り組み	59
20	環境教育・環境学習の振興	61
21	情報の提供	63
22	市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	65
23	国・県や他の地方公共団体との連携	66
24	環境影響評価の推進	67
25	環境監査の普及	68

資 料

・	北本市環境基本計画「年次報告書」（平成25年度版）について（答申）	69
・	環境審議会答申に対する市の対応方針及び審議会審査経過	71
・	北本市環境マネジメントシステムの概要	72
・	北本市環境方針	73
・	北本市環境マネジメントシステムの取組実績	74
・	第2次北本市地球温暖化対策実行計画の取り組み状況	76
・	グリーン購入実績	77
・	河川・用排水路等水質分析結果	78
・	大気測定結果	80
・	ダイオキシン類分析結果	81
・	用語解説	85

第1章 総説

第1節 北本市の概要

1 位置・交通

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 5.8km、南北 5.3km、面積 19.84 km²を有し、都心から約 45km 圏に位置しています。

市の中心部を JR 高崎線が走り、上野駅まで 45 分で結ばれています。さらに、平成 13 年 12 月には湘南新宿ラインが開通し、現在では新宿駅まで 50 分で結ばれ、都心、京浜方面への交通利便性が高まりました。

道路については、国道 17 号線が南北に JR 高崎線と平行しています。また、首都圏中央連絡自動車道、桶川・北本 IC～川島 IC 間の開通により都心を迂回し、八王子 J C から中央自動車道への乗り入れが容易になり、山梨、長野方面へ交通利便性が向上されました。今後のさらなる発展が期待されます。

2 沿革

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和 34 年に町制施行により北本町となりました。

町制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長のなかで、首都近郊都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県で 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

その後も住宅都市としての発展を続け、平成 25 年現在、人口約 7 万人の都市となっています。



図 1-1 北本市の位置

3 人口・世帯

北本市は首都圏の住宅都市として人口の増加が続いてきましたが、近年では人口は減少傾向にあります。平成25年10月1日現在の人口は、69,038人（男34,366人、女34,672人）で、平成20年からの5年間で1,629人、率としては約2.3%減となっています。

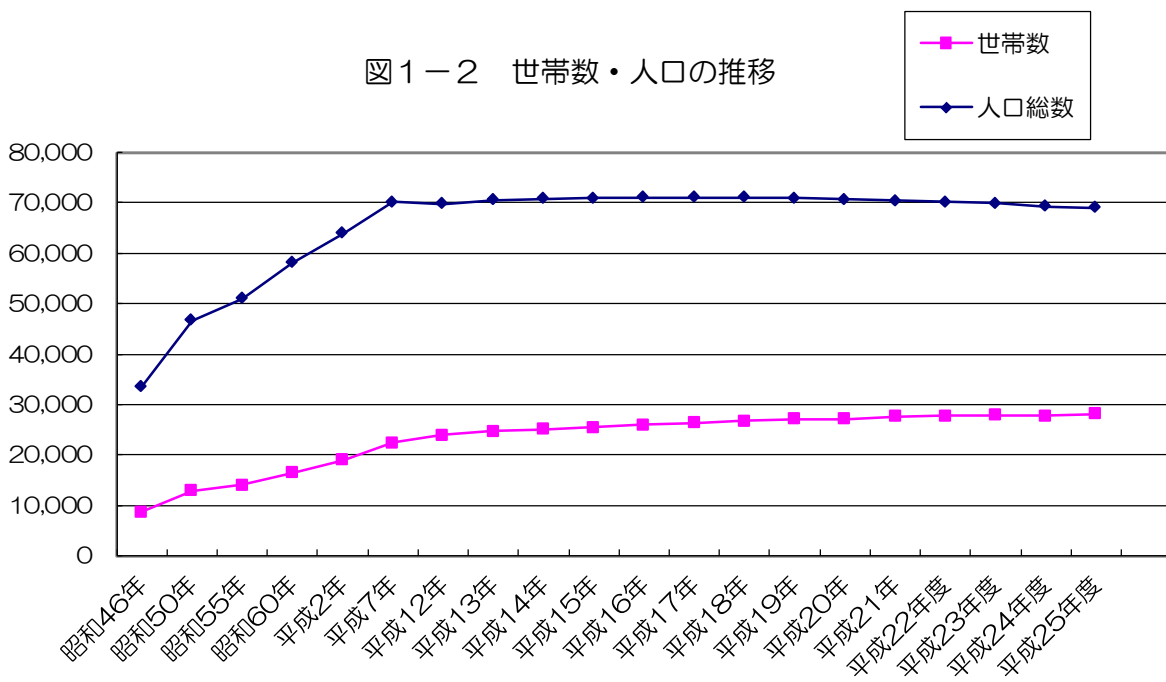
世帯数は、28,109世帯で、この5年間で956世帯、約3.5%の増加が見られ、核家族化が引き続き進行しています。

表1-1 世帯数・人口の推移

区分	世帯数	人口総数	男	女
昭和46年	8,667	33,561	16,999	16,562
昭和50年	12,880	46,665	23,619	23,046
昭和55年	14,077	50,970	25,660	25,310
昭和60年	16,498	58,172	29,185	28,987
平成2年	19,043	63,916	32,100	31,816
平成7年	22,461	70,139	35,204	34,935
平成12年	23,996	69,816	35,054	34,762
平成20年	27,153	70,667	35,354	35,313
平成21年	27,569	70,493	35,198	35,295
平成22年	27,740	70,193	35,048	35,145
平成23年	27,940	69,951	34,892	35,059
平成24年	27,803	69,264	34,527	34,737
平成25年	28,109	69,038	34,366	34,672

（各年10月1日現在 資料：北本市の総人口 単位：人）

図1-2 世帯数・人口の推移



4 産業

平成24年度に実施された経済センサス・活動調査（5年周期で実施）によると、就業者（従業者）数は18,203人で、産業大分類別従業者数（民営）は、「卸売・小売業」が4,774人で全体の26.2%を占めて最も多く、以下「製造業」「医療、福祉」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」の順で続いており、これら5産業で全体の75.6%を占めています。

平成18年の事業所・企業統計調査と比べると、就業者数は全体で1,678人の減少となっており、「教育・学習支援事業」や郵便局などの「複合サービス業」が減少傾向にあります。一方で、「不動産関連業」や「医療・福祉」などに増加傾向が見られました。

5 土地利用

地目別土地面積の状況は、平成25年1月1日現在、宅地が41.5%、次いで畑が25.7%、雑種地が8.4%となっています。10年前（平成15年）の状況と比較してみると、田・畑が8.4%、52.4ha、山林が16.1%、14.4ha減少したのに対して、宅地が6.6%、50.9ha増加し、都市開発による宅地化が進み、田・畑・山林等、緑のオープンスペースが、年々減少している状況となっています。

また、都市計画区域の面積割合は、市域の36.3%が市街化区域、市街化調整区域は63.7%となっています。

表1-2 地目別土地面積の推移

単位：ha（各年1月1日現在）

年	総面積	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他
平成10	1,984.0	66.4	581.4	751.8	96.5	—	1.5	152.3	334.1
11	1,984.0	66.1	577.1	756.1	95.6	—	1.5	150.0	337.6
12	1,984.0	64.8	572.4	758.6	94.9	—	1.5	158.4	333.4
13	1,984.0	64.6	565.3	763.9	93.3	—	1.5	159.8	335.6
14	1,984.0	64.3	562.1	768.2	91.7	—	1.5	159.5	336.7
15	1,984.0	64.1	557.9	771.9	89.5	—	1.5	161.7	337.4
16	1,984.0	64.1	555.5	777.1	88.0	—	1.5	158.9	338.9
17	1,984.0	64.0	552.5	781.8	86.4	—	1.5	158.4	339.4
18	1,984.0	63.9	549.2	784.8	85.4	—	1.5	159.3	339.9
19	1,984.0	63.9	544.1	789.2	83.3	—	1.5	161.5	340.5
20	1,984.0	63.5	539.1	793.3	82.1	—	1.5	163.5	341.0
21	1,984.0	63.3	533.8	793.7	80.6	—	1.5	168.6	342.5
22	1,984.0	63.3	531.5	797.3	79.8	—	1.5	164.6	346.0
23	1,984.0	60.9	521.0	811.0	78.0	—	1.5	164.9	346.7
24	1,984.0	59.9	517.2	814.4	77.2	—	1.4	166.1	347.8
25	1,984.0	59.7	509.9	822.8	75.1	—	1.4	166.1	349.0

※雑種地：駐車場や資材置き場等、その他：道路等の公共用地、原野：耕作の方法によらないで雑草・かん木類が生育する土地

資料：税務課

表1-3 都市計画区域面積及び都市計画用途地域別面積

平成26年4月1日現在

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)
◇都市計画区域	1984.0	100.0
市街化区域	720.6	36.3
市街化調整区域	1,263.4	63.7
◇都市計画用途地域	720.6	100.0
第一種低層住居専用地域	336.5	46.7
第一種中高層住居専用地域	71.9	10.0
第二種中高層住居専用地域	8.5	1.2
第一種住居地域	166.8	23.1
第二種住居地域	48.4	6.7
準住居地域	19.0	2.6
近隣商業地域	9.5	1.3
商業地域	9.0	1.2
準工業地域	22.0	3.1
工業専用地域	29.0	4.1

資料：都市計画課

6 組織体制（平成26年10月1日現在）



※ 指定：指定管理

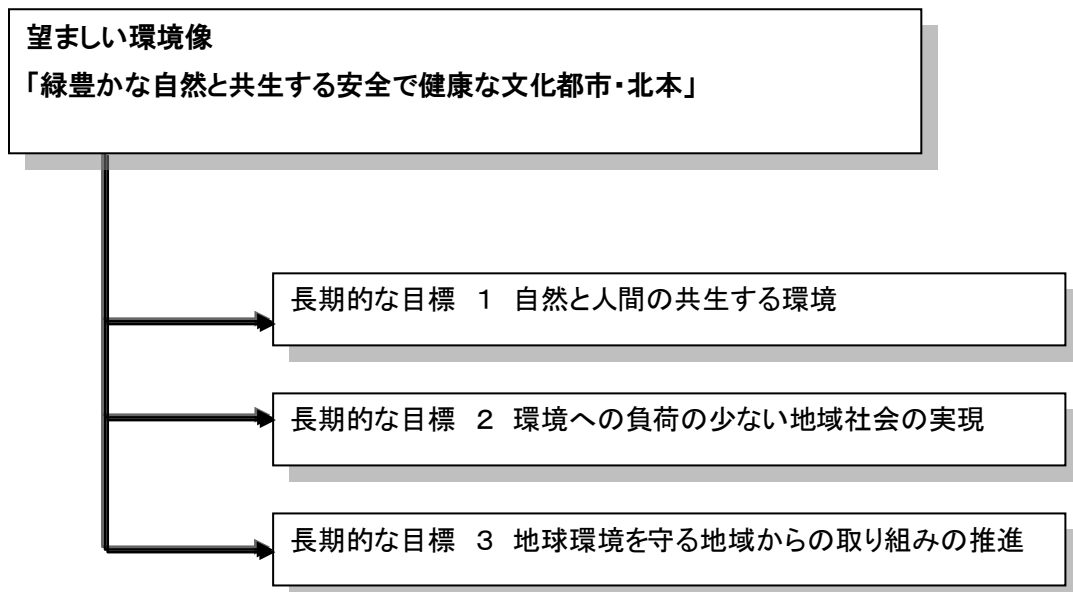
第2節 環境基本計画の概要

1 計画の目標

(1) 望ましい環境像

環境面からみた北本市の将来あるべき姿を、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」として掲げています。

北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。私たちは、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を進め、将来の世代へ継承していかなければなりません。また、大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり、ずっと暮らし続けたいまち・北本とするため、市・市民・事業者・民間団体が、それぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



(2) 長期的な目標

北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために、次の三つの長期的な目標を設定しました。

長期的な目標1 自然と人間の共生する環境

北本市は、かつて武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神にやすらぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

北本市のごみ排出量は年々増加する傾向にあり、その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の一因となっています。

また、最近、特に健康や次世代への影響が心配されているダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）、光化学オキシダントなどの化学物質に関連する問題は、経済性・利便性や快適さを追求する私たちの生活や事業活動を支える、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムへの警鐘となっています。有害な化学物質については、適切な情報の提供や危機（リスク）の回避方法の周知が必要です。

このような環境への負荷を増幅する問題に対しては、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、環境への負荷の小さな地域社会を作りあげることが、根本的な問題解決策として重要です。

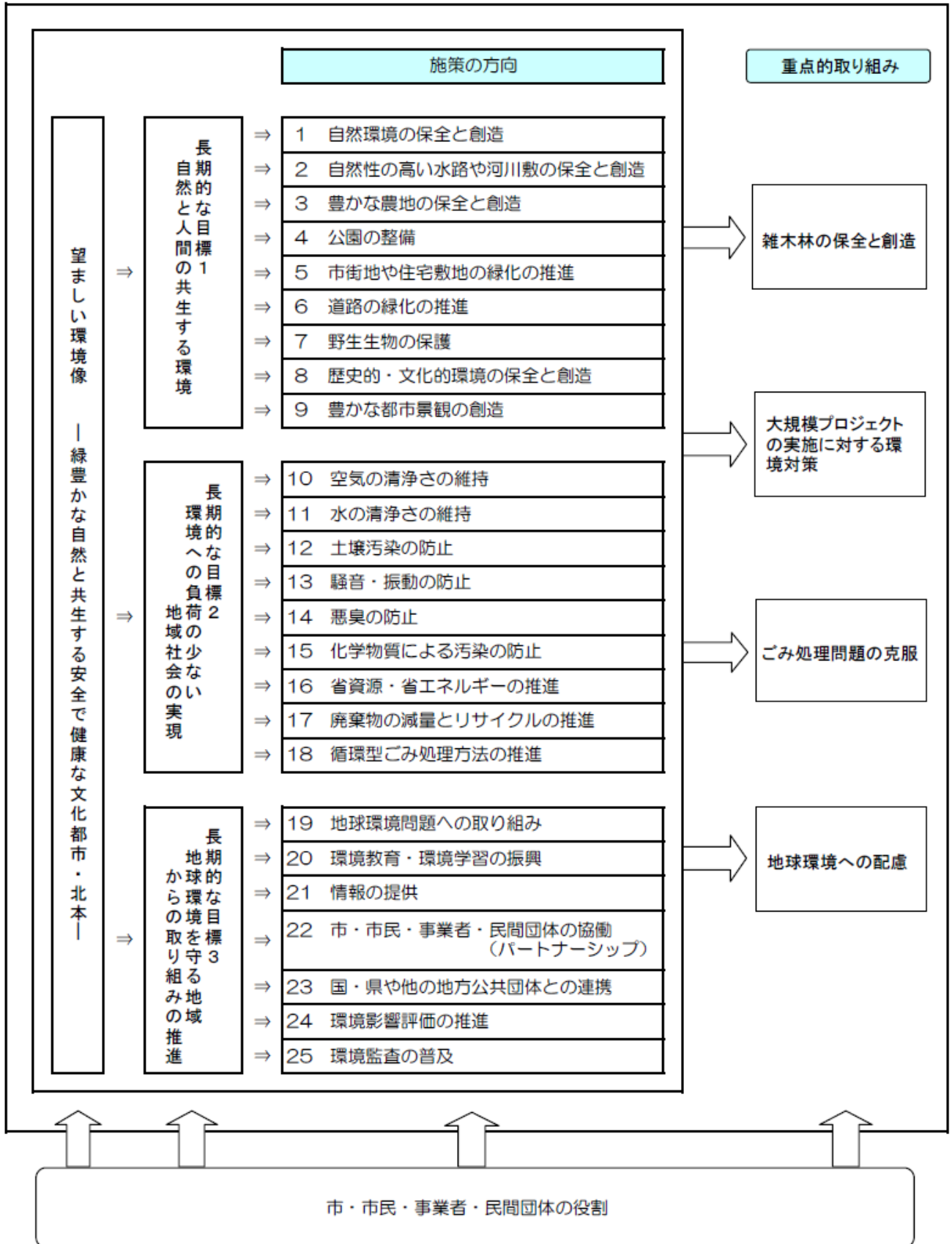
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

私たちの暮らしの快適さは、天然資源を大量に採取し、エネルギー源または生産・生活物質の材料として大量に消費し、それに伴って発生する大量の廃棄物や排出ガス・排水などを自然環境に放出することで成り立っていますが、大気や河川、海洋、土壌、動植物など、基盤となる自然環境の浄化能力や再生能力（環境容量）には限りがあります。

人間活動の影響は、地球という有限な惑星にとってあまりにも巨大となり、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊をはじめとする、多様で深刻な環境問題を引き起こしています。

緑豊かな自然環境を確保することによって、環境への負荷の少ない地域社会を実現し、地球環境を守るためには、北本市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が環境保全の観点から日常の生活や事業活動を見直し、地域からの自主的な取り組みを推進していくことが必要です。

2 施策の体系

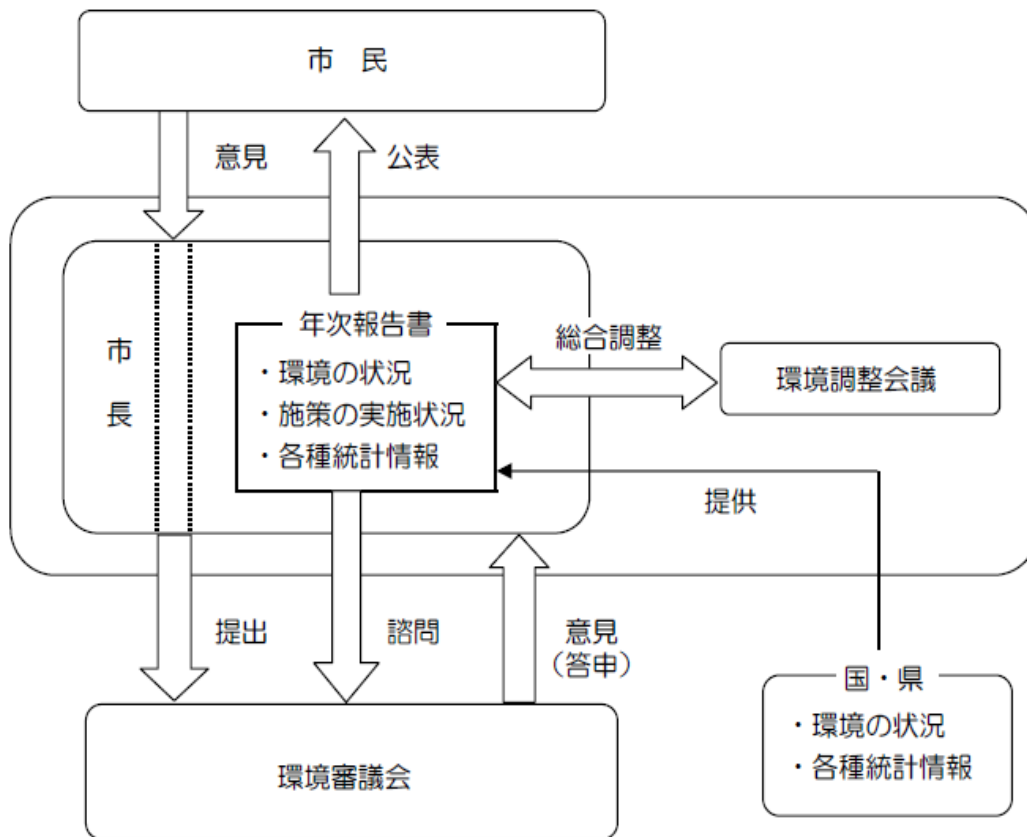


3 計画の進行管理

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価する進行管理が必要です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表（下図参照）により行います。環境基本計画第3章に示された目標などについて環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。

■進行管理の仕組み



第2章 環境の現状と取り組みの状況

総評

市が講じる施策の方針について

北本市環境基本計画では、北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために三つの長期的な目標を掲げています。この長期的な目標を実現するために25の「施策の方向」を示しています。さらに「施策の方向」それぞれについて「平成27年度までの目標・93項目」、「市が講じる施策の方針」が示されています。それぞれの施策の方針を考慮しながら市の事務事業を総合的に推進することによって、平成27年度までの目標へ到達することが求められています。

以下に市が講じる施策の一覧を示します。

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
1 自然と人間の共生する環境	1 自然環境の保全と創造	1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全 2 緑の保全・創造 3 自然保護に関与する住民団体への支援
	2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備 2 水と緑のネットワークの推進 3 水辺を利用した環境教育の推進
	3 豊かな農地の保全と創造	1 農地や生産緑地の保全 2 農業支援策の構築 3 環境保全型農業の推進 4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進
	4 公園の整備	1 公園・緑地の創造
	5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	1 緑化の推進 2 農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及
	6 道路の緑化の推進	1 道路緑化の推進 2 水と緑のネットワーク
	7 野生生物の保護	1 生物多様性の保持による生態系の保全 2 ビオトープづくり
	8 歴史的・文化的環境の保全と創造	1 歴史的遺産の保存と活用
	9 豊かな都市景観の創造	1 魅力ある都市景観の形成 2 清潔なまちづくりの推進

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
2 環境への負荷の少ない地域社会の実現	10 空気の清浄さの維持	1 自動車排出ガス対策の推進 2 大気汚染発生源対策の推進
	11 水の清浄さの維持	1 生活排水などの浄化対策の推進 2 健全な水循環の構築 3 水質汚濁防止体制の推進 4 公共下水道の整備推進 5 水資源の有効利用
	12 土壌汚染の防止	1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進 2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進
	13 騒音・振動の防止	1 騒音・振動防止活動の推進
	14 悪臭の防止	1 悪臭防止活動の推進
	15 化学物質による汚染の防止	1 化学物質による汚染防止体制の推進 2 化学物質による汚染防止活動の推進
	16 省資源・省エネルギーの推進	1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進 2 新エネルギーの導入
	17 廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励
	18 循環型ごみ処理方法の推進	1 廃棄物の適正処理の推進 2 ゼロエミッション構築の検討
3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進	19 地球環境問題への取り組み	1 地球温暖化防止対策の推進 2 オゾン層破壊防止対策の推進 3 酸性雨対策の推進 4 その他、地球規模の環境問題に対する対応
	20 環境教育・環境学習の振興	1 学校における環境教育・環境学習の推進 2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進
	21 情報の提供	1 環境情報の収集 2 環境情報の提供
	22 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	1 環境保全活動への支援 2 市・市民・事業者・民間団体の連携
	23 国・県や他の地方公共団体との連携	1 国・県との連携 2 他の地方公共団体との連携
	24 環境への事前配慮の推進—環境影響評価に向けて—	1 国・県の環境影響評価制度の活用 2 市の環境影響評価制度の整備
	25 環境監査の普及	1 市の環境監査推進 2 事業所の環境監査支援

環境基本計画の進捗状況

市は、環境基本計画が策定された平成12年3月以降、計画に掲げた目標を達成するために、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、その結果を毎年、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめ、公表してきました。この間、市を取り巻く環境に関連する課題や変化に対応した環境行政を推進するために平成20年3月に環境基本計画の改定を行いました。

進捗状況の把握に際しては、環境基本計画の長期的な目標に対する25の「施策の方向」ごとの「市が講じる施策の方針」に係る個別事業の取り組み状況を把握し、環境基本計画の計画期間である平成27年度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を判定し、「目標進捗状況」として示してきています。さらに、各施策の方向ごとの総合評価を掲載します。

目標進捗状況の評価基準について

進捗度	判定内容	進捗度
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向けて成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%
⑤	市に該当すべき事業がない場合	0%

平成27年度までの目標進捗状況概況

進捗度	判定内容	H27年(2015)度までの目標数	
A	目標を概ね達成している	18目標	19.4%
B	目標に向けて成果をあげている	24目標	25.3%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	26目標	28.0%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	13目標	14.0%
E	未着手	9目標	9.7%
⑤	市に該当すべき事業がない場合	3目標	3.2%
	計	93目標	100.1%

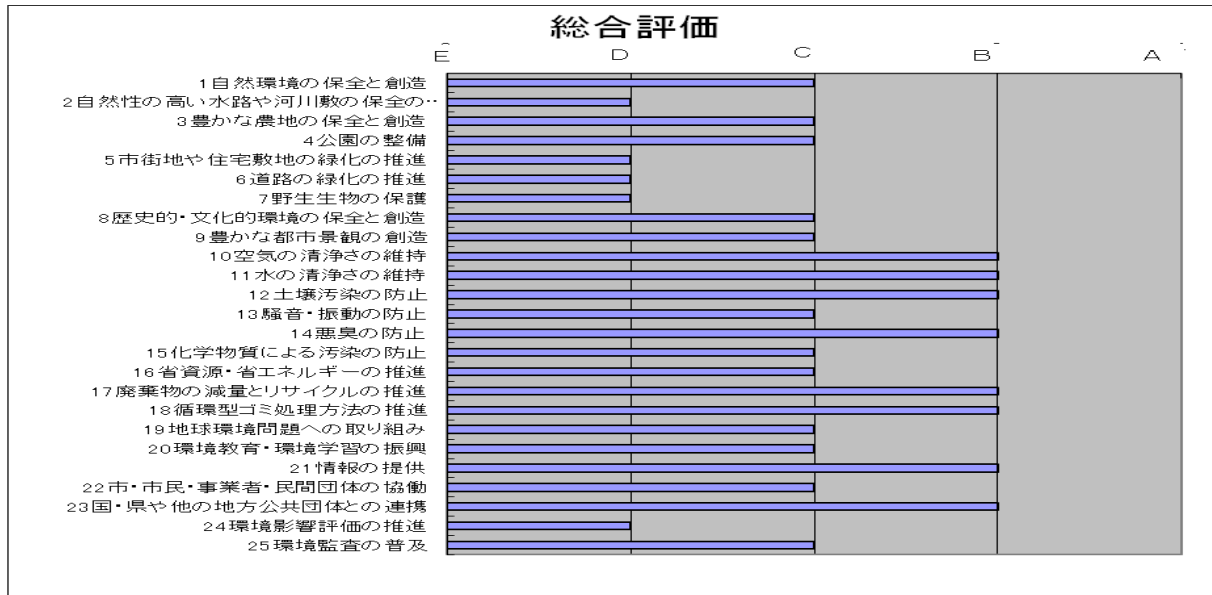
総合評価の評価方法について

各「施策の方向」中の目標進捗状況の評価A～Eをそれぞれ指数化し、施策の方向の中での平均値をA～Eにランクづけをしました。

目標進捗度	指数	総合評価	指数平均値
A	90	A	100～81
B	70	B	80～61
C	50	C	60～26
D	25	D	25～1
E	0	E	0
⑤	0	—	—

総合評価での進捗状況概況（施策の方向に対する総合評価）

進捗度	判定内容	施策の方向数	
A	目標を概ね達成している	0	0%
B	目標に向けて成果をあげている	8	32%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	12	48%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	5	20%
E	未着手	0	0%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	0	0%
	計	25	100.0%



各施策の方向総合評価（P14・P15・P16より）

平成20年度から「新たな環境基本計画」を掲げることになりました。目標年度平成27年（2015）度に対し、平成25年度末においては、目標進捗評価の進展があるものの、未だE評価のもの（Ⓔを含む）が全目標（93目標）のうち12目標、D評価のものが13目標あります。進捗度が低い主な取り組みとしては、25の施策の方向単位で見ると、「2自然性の高い水路や河川敷の保全と創造」「5市街地や住宅敷地の緑化の推進」「6道路の緑化の推進」「7野生生物の保護」「24環境影響評価の推進」となっています。これらの取り組み内容から見ると、調査や情報・指針などの作成、市の単独事業として対応しにくい事業や市民・市民団体・事業者の協力が不可欠な取り組みなど、対応が長期にわたり、財政上対応が難しい取り組みなどに多く見られます。

また、各「施策の方向」に対する総合評価では、Cランク（目標に向け施策・事業が進んでいる）に達している「施策の方向」が48%、Dランク（目標に向け施策・事業を着手しはじめた）の「施策の方向」が20%であり、合わせて68%と施策・事業の進行中のものがほとんどですが、前年は72%でしたので、減少傾向にあります。また、Bランク（目標に向けて成果をあげている）の「施策の方向」は32%と低いものの、前年の28%から増加しています。93項目の目標進捗状況を見ると、前年に比べて進捗度が上がった項目は12項目あり、概ね環境基本計画に沿って施策事業は前進しているものの、取り組みが難しい項目があるため、各施策に対する評価の平均である総合評価においては、依然として評価が低い状況にあります。

進捗評価の低い項目についてはその原因を分析し、進捗評価の進んでいる項目については、引き続き推進を図っていきます。

目標進捗状況 (1/3)

施策の方向		平成27年(2015)度までの目標					目標進捗状況 A:達成～E;未達成						総合評価
							H20	H21	H22	H23	H24	H25	
長期的な目標1 自然と人間の共生する環境													
1	自然環境の保全と創造	①	雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。	E	E	E	E	E	E	E			C
		②	現存する谷津の保全方針を作成します。	B	B	B	B	B	B				
		③	環境に視点を置いた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。	D	D	D	D	D	D				
		④	市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。	C	C	C	B	B	B				
		⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E	E	E	E	E				
		⑥	高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ				
		⑦	土地の改変などに際して、表土を保全します。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ				
		⑧	開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。	C	C	C	C	C	C				
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。	E	E	E	E	E	D			D	
		②	河川改修においては多自然工法を導入します。	E	E	E	E	E	E				
		③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	D	D	D	D	D	C				
3	豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。	E	E	E	E	E	E			C	
		②	学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など有機農法推進策を実施します。	B	B	B	B	B	B				
		③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	C	C	C	C	C	B				
		④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ				
4	公園の整備	①	市民1人当たりの都市公園等面積は15.0㎡を目指します。	C	C	C	C	B	B			C	
		②	緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。	C	C	C	C	C	C				
		③	市内都市公園でピオトープを創出します。	C	C	C	C	C	C				
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。	C	C	C	C	C	C			D	
		②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。	E	E	E	E	E	E				
		③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。	E	E	E	E	D	D				
6	道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。	C	C	C	C	C	C			D	
		②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。	D	D	D	D	D	D				
		③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。	E	E	E	E	E	E				
7	野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。	C	C	C	C	C	C			D	
		②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E	E	E	E	E				
		③	サンバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全・再生します。	D	D	D	D	D	D				
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。	B	B	B	B	B	B			C	
		②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	E	D	D	D	D				
		③	郷土の歴史資料館を整備します。	E	E	E	D	D	D				
9	豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。	C	C	C	C	C	C			C	
		②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。	B	B	B	B	B	B				

目標進捗状況 (2/3)

施策の方向	平成27年(2015)度までの目標
-------	-------------------

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10	空気の清浄さの維持	①	二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
		②	公共交通機関を充実します。
		③	自転車駐車場の確保を推進します。
		④	市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
		⑤	新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
		⑥	幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
		⑦	大気汚染監視体制を整備します。
		⑧	公用車を低公害車にします。
		⑨	野焼きパトロール体制を推進します。
		⑩	調査測定を推進します。
11	水の清浄さの維持	①	市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を継続的に実施します。
		②	地下水の安全性に関わる定期的観測を継続的に実施します。
		③	市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
		④	河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
		⑤	市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
		⑥	公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
		⑦	公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
		⑧	地盤条件などを考慮した雨水浸透施設(雨水マス・トレンチなど)を整備します。
		⑨	調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。
12	土壌汚染の防止	①	「北本市土砂等のたい積規制に関する条例」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
		②	土壌汚染調査を実施します。
		③	過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
		④	土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。
		⑤	市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。
13	騒音・振動の防止	①	騒音に係る環境基準を100%達成します。
		②	騒音・振動測定体制を充実します。
14	悪臭の防止	①	事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。
15	化学物質による汚染の防止	①	ダイオキシンの環境基準を100%達成します。
		②	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。
16	省資源・省エネルギーの推進	①	公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
		②	上水使用量を平成2年(1990)度レベルへ削減します。
		③	市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目標進捗状況 A:達成～E:未達成							総合評価
H20	H21	H22	H23	H24	H25		
C	C	C	C	B	B		B
C	C	C	C	C	B		
A	A	A	A	A	A		
D	D	D	C	A	A		
D	D	D	D	D	B		
E	E	E	E	D	D		
D	D	D	D	D	C		
C	C	B	B	B	B		
C	C	C	C	C	C		
D	D	D	D	D	B		
A	A	A	A	A	A		B
A	A	A	A	A	A		
C	C	C	C	C	C		
E	D	D	D	C	C		
D	D	D	D	D	C		
B	B	B	B	B	B		
B	B	B	B	B	B		
C	C	C	C	C	C		
A	A	A	A	A	A		
A	A	A	A	A	A		B
C	C	C	C	A	A		
E	E	E	E	E	E		
A	A	A	A	A	A		
E	E	E	E	C	C		
D	D	D	D	D	C		C
C	C	C	C	B	B		
C	C	C	C	B	B		B
B	B	B	B	A	A		
E	E	E	E	D	D		C
B	B	B	B	B	B		
E	E	E	E	E	E		
A	A	A	A	A	A		C
B	B	B	B	B	B		
E	E	E	E	E	E		
A	A	A	A	A	A		

目標進捗状況 (3/3)

施策の方向		平成 27 年(2015) 度までの目標					目標進捗状況 A:達成～E:未達成						総合評価	
							H20	H21	H22	H23	H24	H25		
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現														
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。					B	B	B	B	B	B	B
		②	平成 27 年度までに、燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998) 度実績の 85%にします。					D	D	C	B	A	A	
		③	平成 27 年(2015) 度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し 25%にします。					B	B	B	C	C	C	
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。					B	B	B	B	B	B	B
		②	学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。					C	C	C	C	C	C	
		③	平成 27 年(2015) 度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0 を目指します。					A	A	A	A	A	A	
		④	平成 20 年(2008) 度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。					A	A	A	A	A	A	
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進														
19	地球環境問題への取り組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。					C	C	C	C	C	C	C
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。					B	B	B	B	B	B	
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。					A	A	A	A	A	A	
		④	酸性雨対策を推進します。					C	C	C	C	C	C	
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。					C	C	C	C	C	C	
		⑥	家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第 1 歩として、1 世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成 2 年(1990) 度レベルより 6%削減を目指します。その後、他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。					D	D	D	C	C	C	
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。					D	D	D	D	D	C	C
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。					C	C	C	C	C	C	
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。					B	B	B	B	B	B	
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成・公表を進めます。					A	A	A	A	A	A	B
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。					B	B	B	B	B	B	
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。					B	B	B	B	B	A	
		④	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。					E	D	D	D	D	D	
22	市・市民・事業者・民間団体の協働(パートナーシップ)	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。					B	B	B	B	B	B	C
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。					C	C	C	C	C	C	
		③	市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。					C	C	C	C	C	C	
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。					B	B	B	B	B	A	B
		②	河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。					B	B	B	B	B	B	
24	環境への事前配慮の推進—環境影響評価に向けて—	①	土地利用・開発事業等環境配慮のしくみづくりを進め、土地利用・開発事業等の計画段階から環境への影響を極力少なくしていくことを目指します。					D	D	D	D	D	D	D
		②	開発行為に際して、計画段階からの環境配慮と計画的な環境保全の取り組みの推進に向けた調整を推進します。					D	D	D	D	D	D	
25	環境監査の普及	①	市庁舎及び文化センターにおいて、ISO14001 認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを環境報告書にとりまとめ、市民へ PR します。					A	A	A	A	A	A	C
		②	市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。					D	D	D	D	D	D	

凡 例（第2章第1節から第3節までの見方）

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 雑木林保全推進計画を行い、残存する雑木林面積を保存する方向で維持保全計画を作成します。
- ② 残存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に親しみやすい土壌利用・開発事業等に関する基本計画を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊林帯等の管理支援を実施します。
- ⑤ 自然環境保全及び開発に基づく自然環境評価を定期的に実施します。
- ⑥ 高層空洞トラスト地における環境モニタリングを実施します。
- ⑦ 土壌の浸食などに応じて、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に応じて、土壌利用・開発事業等に関する基本計画に基づいて計画開発からの環境への事前評価を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
進捗状況	C	H24	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C
		H25	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C

目標を達成するために市が実施する事業方針です。環境基本計画に「市が掲げる施策の方針」として記載されているものです。

各課個別事業の取組状況

環境基本計画の計画期間である平成27年（2015）度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を示します。細かなりある場合は、前年度より進捗率が上がった目標です

「市が掲げる施策の方針」に向けた個別事業です。環境基本計画に「個別事業」として記載されているものです。

1 雑木林や遊歩林、湧水や谷津の保護・保全

- 市民参加による管理支援
 - 北本中央緑地においてNPO法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）
 - 雑木刈除除去、着床等
 - 参加者8名（6月23日（日））、40名（7月21日（日））、34名（11月17日（日））、35名（12月15日（日））
 - 雑木林に親しむ集い（指定管理事業）
 - 茗荷菜採り（雑木林）・ネイチャーゲーム等 参加者90名（1月19日（日））

【指定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課】

「個別事業」に対して各部署が実施した具体的な事業内容です。

進捗状況の評価基準について【平成27年(2015)度までの目標進捗状況の評価基準】

平成27年（2015）度までの目標に対する進捗度を、下表の基準によりA～Ⓔにランクづけしました。判定にあたっては、平成25年度の個別事業の取り組み状況を精査し、客観的な判定を行いました。

進捗度	判定内容	進捗率
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向け成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業に着手しはじめた	25%～ 1%
E	未着手	0%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	0%

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

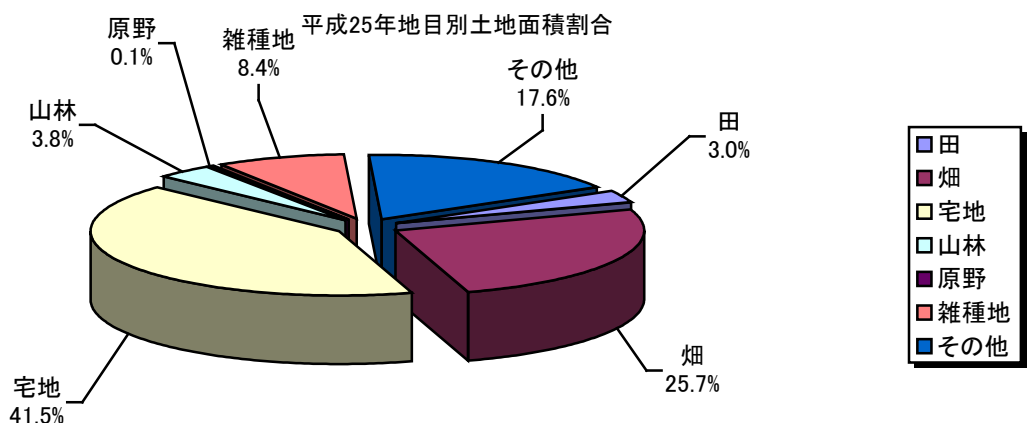
- ① 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点をいた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を推進します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	C	H24	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C
	H25	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C	

現況と課題

本市には雑木林や屋敷林が市域全体に散在しています。また、西部地域には谷津や湧水などの貴重な自然環境が残されています。しかし、雑木林や屋敷林などの多くは民有地であり、相続を契機とした売却や宅地開発等により年々減少しています（P3 参照）。

今後、市街化区域などにおいて都市整備とのバランスを考慮しながら、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」の実現に向け、可能な限り雑木林等を保全していくことが求められます。



各課個別事業の取組状況

1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全

● 市民参加による雑木林の管理支援

・北本中央緑地において NPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。

中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）

灌木切株除去、清掃等

参加者 8 名（6 月 23 日（日））、40 名（7 月 21 日（日））、34 名（11 月 17 日（日））、35 名（12 月 15 日（日））

雑木林に親しむ集い（指定管理事業）

落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等 参加者 90 名（1 月 19 日（日））

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

・カタクリ等自生地保全活動、城ヶ谷堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動への支援を行った。

[環境保全活動等への支援：都市計画課]

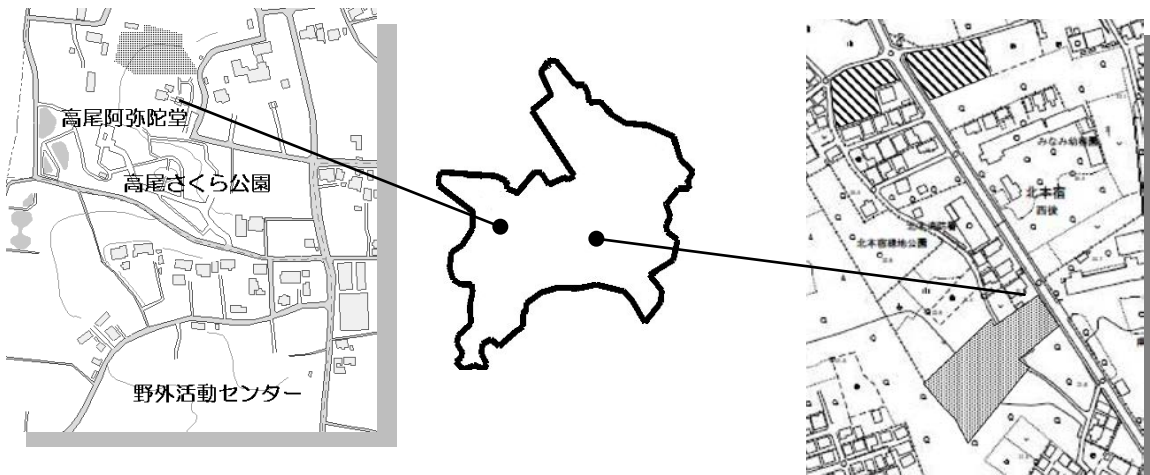
● 保護地区などの指定

・北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に奨励金等を交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。

・都市緑地法に基づく「市民緑地」を平成 22 年度に 2 地区、平成 23 年度 1 地区指定。

分類	地区数・本数等(25 年度末現在)	
保護地区	2 箇所	西後保護地区 (0.68ha)
		高尾阿弥陀堂保護地区 (0.35ha)
保護樹木	52 本	
市民緑地	3 地区 (1 号 0.21ha、2 号 0.19ha、3 号 0.67ha)	

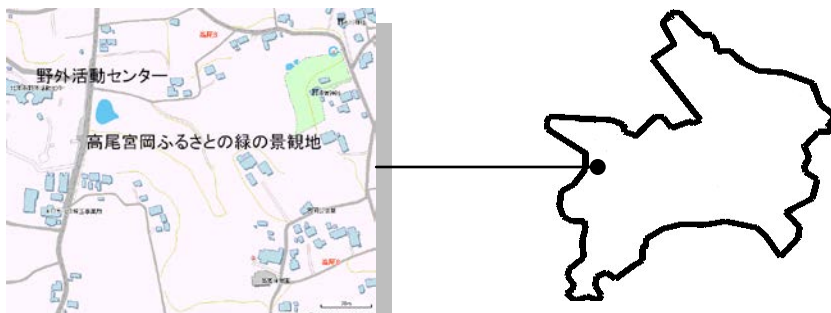
決算額 1,242 (千円)



[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

・埼玉県が指定する「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、市内1箇所が指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。

指定箇所	面積(ha)
高尾宮岡ふるさと緑の景観地 (埼玉県緑のトラスト保全8号地)	5.48ha (5.39ha)



[ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用：都市計画課]

● 雑木林の公有地化検討

- ・北本中央緑地内の樹木のせん定や先行取得地の除草。
- ・萌芽更新による雑木林の間伐（高木 134 本）及び苗木植栽（5 本）を実施した。

決算額 4,231 (千円)

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に監視パトロールを実施した。

内容	回数・日付	場所
監視パトロール	60回	市内全域
一斉撤去作業（不法投棄物撤去）	平成 25 年 11 月 24 日(日)	荒川河川敷内

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 保護地区制度等による保護・保全

- ・「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」は、平成 17 年度において埼玉県により行われた県民投票にて、さいたま緑のトラスト保全第 8 号地として豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくこととされた。平成 19 年度に、保全整備工事を実施し、平成 20 年 4 月に一般公開された。
- ・トラスト 8 号地周辺の自治会から構成される「トラスト 8 号地里山保存会」の協力を受け、石戸小学校児童による田植え、稲刈りの体験学習や除草等を行った。

決算額 490 (千円)

[景観地保全事業：都市計画課]

- ・高尾宮岡ふるさと緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」の積立額が、平成 25 年度は 30,678 円で、設立（平成 16 年度）からの累計額が 4,545,363 円（H25 末）となった（積立額の一部は一般財源に繰り入れ、トラスト地の保全のために使われている）。

[トラスト基金：都市計画課]

● 水源のかん養

- ・平成24年度に引き続き、開発指導要綱に基づく事前協議において、基準に基づき雨水対策にかかる行政指導を行った。

[雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課]



緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）



緑のトラスト保全第8号地（案内板）



緑のトラスト保全第8号地
（石戸小児童による田植え）

2 緑の保全・創造

● 緑化に関する制度の整備と充実

- ・市内の地区計画9地区の都市計画法第58条の2に基づく行為の届出は13件あり、市民及び民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに緑化等の指導を行った。

[地区計画：都市計画課]

● 大規模プロジェクト（特に広域幹線道路）の中での緑の保全・創造の検討

・JR高崎線交差部では順調に工事が進捗しており、国道17号線との交差部まで掘削工事が進んでいる。また、国道17号線との交差部では、交通に支障がないよう新しい工法が採用されている。圏央道工事では、毎月の作業予定などを地区回覧等で周知しており、環境についても、騒音・振動への対策及び対応等、細心の注意が払われている。地元説明会や現場見学会なども開催され、圏央道工事の周知が図られている。

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

・市では、県及び圏央道沿線の市町と共同で、引き続き「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止」に取り組んでおり、庁内関連部署で広報活動やパトロールを行っている。また毎年11月に一斉パトロールを実施しており、緑豊かで美しい環境を次世代に引き継いでいくことの重要性への理解を求めている。

[インターチェンジ周辺地域の開発整備事業：南部地域整備課]

3 自然保護に関与する住民団体への支援

● 自然環境の保全・活用活動への支援

・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）

[環境保全活動への支援：都市計画課]

・自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地を巡視や美化清掃等の維持管理を、高尾カタクリ保存会に委託し、下草刈り、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。

決算額 90（千円）

[カタクリ等自生地保全活動への支援：都市計画課]



カタクリ

・城ヶ谷堤の桜の下草刈りや清掃等の保存活動を行っている桜堤保存会に対し、下草刈りや清掃活動に対し支援を行うとともにテングス病に侵された枝や枯れ枝等の除去を行った。

決算額 200（千円）

[城ヶ谷堤の桜保存活動への支援：都市計画課]

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。
- ② 河川改修においては多自然工法を導入します。
- ③ 水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	D	H24	E	E	D
	H25	D	Ⓔ	C	

現況と課題

市の西部を流れる荒川の河川敷は、多くの野生生物が生育・生息する豊かな自然を残しています。一方、市内を流れる水路（小河川）の多くは排水路としての整備が行われ、水辺の自然が失われており、自然回復を検討する必要があります。また、市民が水とふれあえる親水空間の整備が求められています。

各課個別事業の取組状況

1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備

● 多自然型川づくりの検討

- ・市内を流れる水路にたい積された汚泥の浚渫工事を実施し、水路機能の回復を図った。

市街化調整区域内水路 693m

市街化区域内水路 866m

決算額 5,932（千円）

[水路浚渫工事：下水道課]

2 水と緑のネットワークの推進

● 市民が親しめる水辺空間の創出

- ・本市西側を流れる荒川の荒井橋上流の左岸において整備を進めてきた北本水辺プラザ公園は、平成24年5月に供用を開始した。この公園は、広場や遊歩道があり、周辺の高尾さくら公園や野外活動センター、トラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさと緑の景観地）を含めた地域交流の拠点として魅力ある施設を目指し、国土交通省と連携して整備を進めてきたものである。25年度は利用者の便益を向上させるため屋外トイレを設置した。

また、維持管理費の軽減を図るとともに公民連携を目的に国の直轄河川事業関連としては全国初のネーミングライツ（公共施設の命名権）を導入している（愛称名：三国コカ・コーラボトリング北本みずべひろば）。

決算額 26,229（千円）

[水辺プラザ整備：都市計画課]



荒川河川敷



水辺プラザ

3 水辺を利用した環境教育の推進

● 水や水辺の動植物に触れる環境教育の推進

・「水辺の学校」事業について、平成 25 年度は行っていないが、各学校において、ビオトープ作りや埼玉県自然学習センター・北本市自然観察公園での学習を行うなど、水や水辺の動植物に触れる学習を進めている。

[水辺を利用した環境教育：生涯学習課]

3 豊かな農地の保全と創造

平成 27 年（2015）度までの目標

- ① 農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。
- ② 学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など、有機農法推進策を実施します。
- ③ 食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。
- ④ 市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。

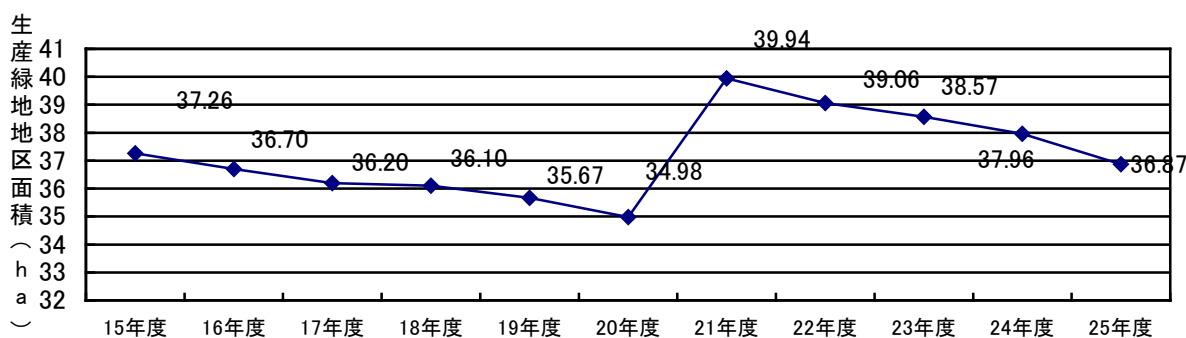
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	C	H24	E	B	C	Ⓔ
H25		E	B	B	Ⓔ	

現況と課題

平成 22 年度の北本市の経営耕地面積は 352ha、農家数は 474 戸で、平成 17 年度と比較して、農家戸数は 8.1%の減となっており、農業従事者の意向を踏まえた農地の保全や農業従事者の維持など、自然環境との共生が課題となっています。

また、平成 25 年度の生産緑地地区指定農地は 36.87ha で、平成 21 年度以降、減少傾向にあります。生産緑地地区は、市街地に残る貴重な緑地として保全していくことが求められています。

生産緑地地区面積の推移



農業意向調査結果

調査内容	調査結果		
農業形態	専業農家 74 戸	第1種兼業農家 55 戸	第2種兼業農家 199 戸
後継者の有無	いる 42.6%	いない 57.4%	
耕作面積	0~50a 8.3%	50~100a 24.9%	100a~ 66.8%
遊休農地の有無	ある 10.5%	ない 89.5%	

2010 農業センサスより

各課個別事業の取組状況

1 農地や生産緑地の保全

● 生産緑地の保全

・地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行った。

[生産緑地制度の運用：都市計画課]

2 農業支援策の構築

● 農業後継者の育成・援助

・前年と同様に、農業後継者団体である北本市農業青年会議所が実施している、農業に関する知識や技術の習得を目的とした先進地への視察研修に対して、支援を行った。また、市内の児童に農業についての理解を深めてもらうことを目的とした体験農園事業に対しても、支援を行った。

[農業後継者団体への支援：産業観光課]

● 農業生産基盤の整備

・北本市認定農業者協議会において、前年度と同様に先進地視察研修会を2回と講習会を開催し、農地利用集積に関連する制度等の周知を行った。また、予定されていた人・農地プランを市内全域において策定した。そのなかでは、中心的な役割を担う農業者として、認定農業者が位置づけられている。

[認定農業者支援事業：産業観光課]

・前年度と同様に、担い手農家等への農地の利用集積を図るため、農家への働きかけを行った。その結果、平成25年度においては、新たに7件、約2.3haの農地について利用集積を図ることができた。

[農地実態調査事業：産業観光課]

● 市民農園・観光農園の整備

・農業者が市民農園の開設を希望した場合に、開設費用の一部を補助する農業体験ファーム施設整備事業を実施しているが、平成25年度も昨年度と同様に申請がなかった。

[観光農業団体への支援：産業観光課]

・家庭から出る生ごみを利用して堆肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ごみ減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園について、既存の農園管理等の支援を行った。

北本市ごみ減量等推進市民会議活動費補助金 決算額 1,950 (千円)

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 北本ブランド野菜の育成

・前年度に引き続き、農産物直売所である桜国屋の運営を委託し、市内産農産物の販売促進を図った。また、遊休農地や不耕作地の解消、地域食文化の保全、農業者と住民との交流促進、雇用の創出、市内観光の増進、地産地消の推進等を目的として、北本さんた亭の運営も委託している。平成25年度の売上額は、24,428千円であり、前年度比0.1%の微減とほぼ現状を維持している。

[北本産農産物の直売事業：産業観光課]

・前年と同様に、北本トマトイメージキャラクター「とまちゃん」を利用するなどして、「北本トマト」の周知・ブランド化に取り組んだ。また、市内農産物直売所桜国屋においても、同様に「北本トマト」を取り扱い、販売促進に努めた。

また、近年の「北本トマトカレー」等、トマトを使用した商品の認知度の高まりもあり、北本農産物のPRは順調に行われた。

[北本農産物PR事業：産業観光課]

・平成24年度の地場産野菜の年間使用量は、小学校8校で5,708kg、平成25年度は、6,812kg(19%増)となっている。給食センターでは、平成24年度で6,815kg、平成25年度は、2,877kg(58%減)となっている。各施設において、使用回数や品目数が増えるよう配慮をしたが、天候による地場産野菜の不作等により、前年度に比べ、給食センターで大幅に減少してしまった。

また、平成23年度と比較すると、小学校8校で7,789kg、平成25年度は、6,812kg(13%減)となっている。給食センターでは、平成23年度で8,037kg、平成25年度は、2,877kg(65%減)となっている。

[北本産野菜の学校給食への導入：教育総務課]

● 生産者と消費者の交流事業

・平成25年4月6日・7日の2日間にわたり開催された北本市景観作物振興会主催による「菜の花まつり」を後援し、市民に同会の活動について理解していただくとともに、農業者と市民との交流を図った。

また、同会は、景観作物の栽培による遊休農地の解消や菜種油を使用した特産品の生産を行っており、これらの活動に対しても支援を行った。

[「菜の花まつり」への支援事業：産業観光課]

3 環境保全型農業の推進

● 農薬肥料適正使用の啓発・推進

・平成25年度は、8名の農業者が生産するブロッコリー、レタス、ネギ、キャベツ、トマトについて、特別栽培農産物の認証を受けることができた。

また、環境にやさしい農業生産への取り組みを行うエコファーマー制度の認定については、新規取得者はなく、総数としては9名のままであった。

※埼玉県特別栽培農産物認証取得制度は、農薬や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を、特別栽培農産物として県が認証する制度である。この制度によって農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、農産物の付加価値を促進することを目的とされている。

特別栽培農産物とは、栽培期間中に使用する農薬及び化学肥料を、慣行使用量の5割以下に減らして栽培された農産物のことをいう。

※エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名である（農林水産省HPより）。

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業観光課]

・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園・観光農園の整備」再掲（P26）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進

● 体験農場を利用した環境教育・環境学習の推進

・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。また栽培した作物を給食の食材として活用し、子どもたちに環境の大切さを実感できるように取り組んだ。各小学校における取り組みとして定着し、積極的に実践を進めている。

決算額 360（千円）

[体験農場事業：学校教育課]

4 公園の整備

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民1人当たりの都市公園等面積は15.0m²を目指します。
- ② 緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。
- ③ 市内都市公園でピオトープを創出します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	C	H24	B	C	C
		H25	B	C	C

現況と課題

平成 25 年度末の北本市の公園面積は 68.78ha で、平成 24 年度末と比較し、0.23ha の増となっています。これは北本中央緑地や街区公園の面積が増加したことが要因となっています。また、緑地の面積は 300.72ha で平成 24年度末と比較し、0.86ha の減少となり、生産緑地地区における減少が要因となっています。今後とも公園、緑地等の維持・保全を進める必要があります。

また、北本市の公園等は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者・NPO 法人等に管理委託されています。



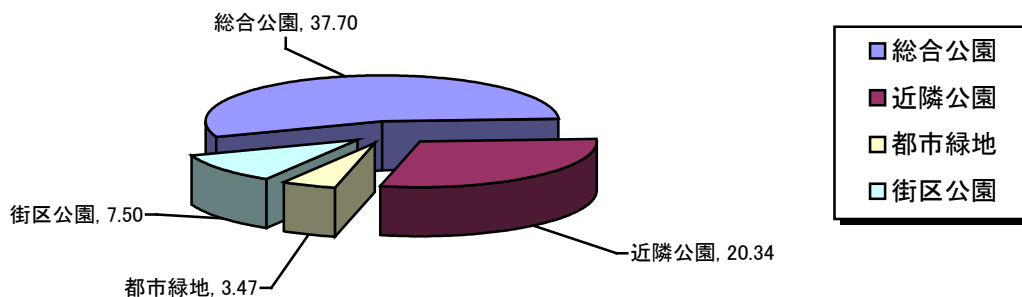
野外活動センター



子供公園

<公園の状況>

種別	公園名	平成 24 年度開設面積 (ha)	平成 25 年度開設面積 (ha)
総合公園	北本総合公園	10.60	10.60
総合公園	北本自然観察公園 (埼玉県)	27.10	27.10
近隣公園	子供公園	2.84	2.84
近隣公園	天神下公園	3.31	3.31
近隣公園	深井スポーツ広場	1.10	1.10
近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15
近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50
近隣公園	高尾さくら公園	2.60	2.60
近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71
近隣公園	北本水辺プラザ公園	4.13	4.13
都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54
都市緑地	宮内緑地公園	0.65	0.65
都市緑地	北本中央緑地	2.04	2.15
都市緑地	下原緑地公園	0.13	0.13
街区公園	宮内公園など	76箇所 7.38	78箇所 7.50
計 (1人当たり)		68.78ha (9.93㎡)	69.01ha (10.03㎡)



単位 : ha

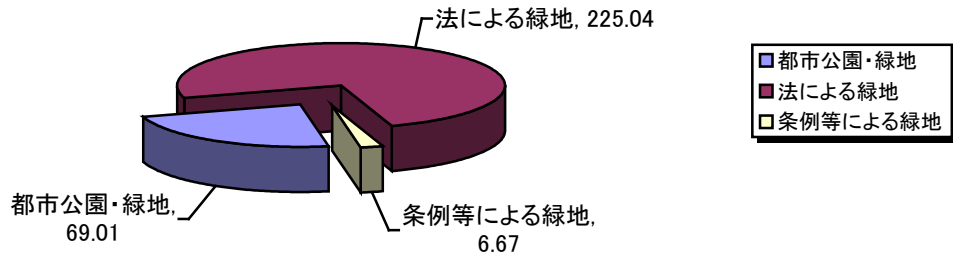
指定管理者制度とは

これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通公共団体が出資している法人で政令の定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、地方自治法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。

その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ること」である。

<緑地の状況>

種別	市街化区域 (720.6ha)	都市計画区域 (1,984ha)
都市公園・緑地	9.82ha	69.01ha
法による緑地	37.94ha	225.04ha
・生産緑地地区	36.87ha	36.87ha
・石戸緑地保全地区		5.10ha
・市民緑地	1.07ha	1.07ha
・河川区域		182.00ha
条例等による緑地		6.67ha
・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地		5.48ha
・上記景観地外のトラスト地		0.16ha
・高尾阿弥陀堂保護地区		0.35ha
・西後保護地区		0.68ha
計 (区域に対する割合)	47.76ha(6.6%)	300.72ha(15.2%)



単位：ha

資料：都市計画課（平成26年3月31日）

各課個別事業の取組状況

1 公園・緑地の創造

- 個性と魅力ある公園・緑地の整備／市街地整備計画の中での自然環境への配慮
 - ・市内の園内の老朽化した遊具やベンチ等を整備点検するとともに、植栽の刈り込み等により外からの視認性を良くすることで、子供たちが安全で楽しめる公園整備を図った。

決算額 94,630（千円）（H24 繰越 53,792（千円）含む）

[公園整備事業：都市計画課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）

[協定雑木林の維持・管理事業、雑木林に親しむ集い：都市計画課]

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 在来種による生け垣の創出を推進します。
- ② 工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。
- ③ 個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	D	H24	C	E	D
		H25	C	E	D

現況と課題

新規の住宅敷地面積が縮小するなかで、身近な敷地内の緑も減少の傾向にあります。良好な都市環境の形成のためには、雑木林や農地の保全、公園の整備とあわせて、公共施設や民有地の緑化によって緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 緑化の推進

● 公共施設の緑化推進

・緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立てし、基金の充実を図った。

平成 25 年度積立金額 801,005 円、平成 25 年度末基金残高 129,950,130 円

[緑と花のまちづくり基金の充実：都市計画課]

・昨年に続いて、市役所庁舎において壁面緑化を施し、緑の創造と省エネを推進した。ただし、新庁舎工事の関係から実施箇所は第 4 庁舎のみとなったが、昨年度の反省から工夫により植物の生育環境を整えることで、より効果のある環境を実現できた。総務課職員の要請による協力者から、資材や腐葉土、苗木の提供を受け、総務課職員等の協力、創意工夫により実施した。南面にはゴーヤ、西面にはふうせんかずらの棚を設けた。

[庁舎壁面緑化：職員有志]



壁面緑化 市役所第 4 庁舎

● 民有地緑化の推進

・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P21）

[地区計画：都市計画課]

● 市民の緑化意識の高揚と啓発

・指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。

春 35 箇所 9 公共施設 9,855 株

秋 36 箇所 9 公共施設 10,229 株

[花いっぱい運動の推進：都市計画課]

・イベントを通して緑の重要性や緑化意識を高揚させることを目的に、各種イベントを開催した。

イベント名		開催日・参加者数（平成25年度）
雑木林育成事業	中学生雑木林保全ボランティア教室	下草刈り・遊歩道整備・樹木名板の設置 6月23日（日）、7月21日（日）、11月17日（日）、 12月15日（日） 117名
	雑木林に親しむ集い	落ち葉集め・腐葉土作り・ネイチャーゲーム等 1月19日（日）90名
	地元老人会と協働草刈	6月3日（月）25名
さくらまつり		－（悪天候により中止）
緑のフェスティバル		4月29日（日）
園芸講習会	四つ目垣の作成体験	5月18日（土）
	坪庭作成体験	7月6日（土）

[緑化推進イベントの開催：都市計画課]

● 市民緑化団体への支援

・市の花「菊」、市の木「桜」の普及・啓発を目的として「北本市菊愛好会」へ活動費の補助、城ヶ谷堤桜並木の保存管理、環境整備を目的に「城ヶ谷堤桜保存会」に活動費の補助を行った。

決算額 360（千円）

[緑化協力団体補助事業：都市計画課]

6 道路の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。
- ② 緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。
- ③ 大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H24	C	D	E
		H25	C	D	E

現況と課題

街路樹は道行く人に潤いを与えるだけでなく、汚染物や塵埃を吸着し、騒音を軽減する効果があるといわれています。北本市では、西中央通線、南大通線等の街路樹の整備を行いました。今後も街路樹の整備を行っていく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 道路緑化の推進

● 道路緑化による、緑のネットワーク

・北本中央緑地をはじめとする都市公園92カ所を整備し供用をしている。併せて市民緑地1号～3号、保護地区2箇所を指定しており、緑地（公園、法による緑地、条例などによる緑地）は約300haとなっている。街路樹のある道路については、南大通線（県道）がJR高崎線の東西地域を走り、西中央線は駅西口から西部地域を結んでいる。

[道路緑化事業：都市計画課、道路課]

2 水と緑のネットワーク

● ふるさと散歩道の設置・整備／アメニティ道路の創設・整備

・定期的に剪定や巡視を行い、ふるさと歩道の維持管理を行った。

[ふるさと歩道の維持・管理事業：都市計画課]



7 野生生物の保護

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共事業における野生生物保護措置を実施します。
- ② 自然環境調査（動植物・湧水等）及び調査に基づく自然環境評価を定期的に実施します。
- ③ サシバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全・再生します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	D	H24	C	E	D
		H25	C	E	D

現況と課題

北本市では、オオタカやキツネ等の貴重な動物の生息が確認されており、今後も市・市民・事業者・民間団体の協働により、これらの生育・生息環境を保全していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 生物多様性の保持による生態系の保全

● 野生生物の生育・生息場所の確保／野生生物の保護体制の確立

・平成24年度に引き続き、「オオタカ等保護指針」に基づき、営巣、繁殖等の生態調査を実施し、結果、当該区画整理地内において、営巣については確認されなかったが、採餌行動が確認されたことにより、引き続き事業進捗に伴い、周辺環境において継続的に注意を払い、適切な措置をとりながら、事業（関連工事等）を実施した。

遺跡を含めた自然環境に配慮した公共施設整備を定めた事業計画を推進するため、区画整理地内のデーノタメ遺跡包蔵地（オオタカ営巣木を含む）について、教育委員会と引き続き調整をはかりながら、事業を進めていく。

決算額（オオタカ調査委託費） 65（千円）

[久保特定土地区画整理事業：久保土地区画整理事務所]

・平成24年度から取り組みを開始した「北本市コウノトリの舞う魅力的な地域づくり事業」について、平成25年度は平成24年度に引き続き基本構想（案）の策定を進め、平成26年1月に取りまとめた。

また、基本構想の策定を受け、同年同月に基本計画の策定に着手したが、平成26年3月議会において、地元及び農業関係者の理解が得られていないことを理由に基本計画策定業務の繰越明許が認められず、事実上、当該事業の中止となった。

決算額 4,644（千円）

[北本市コウノトリの舞う魅力的な地域づくり事業：政策推進課]

・北本市の西側においては荒川ビオトープ(国)、自然観察公園(県)、トラスト8号地(県)、石戸緑地保全地区(市)などが整備や指定をされており、野生生物の生息空間を保有できている。比較的西側の荒川沿線に集中しているものの、比較的、野生生物の生息空間は保有しているものと考えられる。

[野生生物の生息場所の確保：都市計画課]

● 野生生物保護運動の啓発・推進

・継続して実施していた「あそびの学校」については、講師等の高齢化など人的状況が整わないため、また、安全対策から考えて事業を終了した。

[あそびの学校の開催：生涯学習課]

2 ビオトープづくり

● 民間保護団体への支援

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）

[環境保全活動等への支援：都市計画課]

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。
- ② 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。
- ③ 郷土の歴史資料館を整備します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H24	B	D	D
		H25	B	D	C

現況と課題

市内には、石戸城跡や八重塚古墳群をはじめ、有形文化財、民俗文化財や埋蔵文化財、神社仏閣など、歴史的遺産が数多く存在します。また、鎌倉街道、岩槻道、松山道などの古道沿いには道標や馬頭観音などの史跡が多く残されています。地域の豊かな自然環境の中で形成された社寺林や屋敷林も、古き北本の姿を今に伝える重要な景観を形づくっています。

これらの文化財や史跡といった歴史的遺産を後世に伝えていく必要があります。

各課の個別事業の取組状況

1 歴史的遺産の保存と活用

● 歴史・文化遺産の評価の推進

- ・市内に残された民具資料を後世に伝えるため、収集・整理を行った。

3件 20点収集（桐たんす、ちゃぶ台、足踏みミシンほか）

[民俗資料の収集・整理事業：生涯学習課]

・平成21年度から実施している土壌改良事業を一時休止し、樹勢の経過観察中である。日常管理のほか、樹皮病巣部の撤去及び殺菌剤の塗布を実施し、樹勢環境の保護に努めた。また、樹幹支えの支柱について、老朽化したものを1基交換し、新設3基を設置し、育成環境の改善に努めた。平成24年度の「石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画」の策定に引き続き、具体的な整備に向けた「基本設計」を策定した。

決算額 709(千円)

[石戸蒲ザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

・エドヒガンザクラの樹勢回復事業を継続実施。「フクラ緑化システム」による土中液肥噴射を7月9日、9月13日、3月4日の計3回実施し、土壌改良を図った。

[エドヒガンザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

- ・市内にある国、県、市指定文化財の保存・管理状況を確認し、教育委員会管理以外の指定文化財38件について、管理を依頼するとともに謝礼を支出した。

・指定文化財説明板 新設2基、建替1基

決算額 9,134(千円)

[指定文化財管理事業：生涯学習課]

- ・カタクリ自生地での株数等の調査、増殖のための人口受粉・採種・播種を引き続き実施。個体数の増と周辺環境の保全に努めた。

4月上旬 人工授粉作業

5月中旬 採種

6月下旬 播種

11月中旬 自生地整備（落ち葉掃き、下草刈り他）

決算額 40(千円)

[高尾カタクリ自生地の調査・保存：生涯学習課]

● 文化財保護思想の啓発

- ・板石塔婆収蔵庫の公開は、石戸蒲ザクラの開花期に合わせて定期公開しているが、今年度は荒天のため春季の公開は中止とした。

- ・市内小・中学校の社会科学学習や市民団体、サークル等の要請に応じ収蔵庫公開を実施した。

小・中学校 7校 512人

[東光寺板石塔婆収蔵庫の公開：生涯学習課]

- ・展示会については開催できなかったが、出土品の分類、整理を実施した。
- ・デーノタメ遺跡から出土した木器について、保存処理を行い、劣化の恐れのある脆弱な遺物を恒久的に保存することができた。

決算額 4,603(千円)

[文化財関係展示会事業：生涯学習課]

- ・「地域資料読解の会」

「石戸村、中丸村の人々と小学校」「荒川舟運と高尾河岸」「荒川と高尾河岸周辺の人々の暮らし」の各テーマで、市内に残る古文書を読み解き、当時の生活の様子を知る講座を開催した。

5月24日、7月26日、10月25日の全3回 延べ参加者数：93人

- ・「古文書を読む」

「天明3年 信州浅間山焼石砂降並山津波」を読み解き、浅間山噴火に関する古文書を読む講座を開催した。

6月4日から3月4日までの全9回 延べ参加者数：198人

[市史講座の開催：生涯学習課]

● 文化財の調査の推進

- ・個人住宅の建設、分譲住宅の建設、アパート等の開発事業に伴う範囲確認調査を38件実施。

うち、重機使用件数18件。

- ・発掘調査は、諏訪山北遺跡第4次発掘調査（受託事業）、元屋敷遺跡第3次発掘調査（受託事

業)、No.98 遺跡発掘調査、No.77 遺跡発掘調査、宮岡遺跡第5次発掘調査を実施し、開発により消失する遺跡を記録保存することができた。

決算額 15,306 (千円)

[埋蔵文化財調査・整理事業：生涯学習課]

- ・埼玉県選定重要遺跡石戸城跡について、前年度の管理計画及び基本計画を基に歴史的価値や学習の場としての活用につなげるため「石戸城跡保存整備実施計画書」を策定した。
- ・デーノタメ遺跡は、未調査区域を対象に集落跡の規模と遺構・遺物の残存状況を確認するため内容確認調査を実施した。その結果、この集落が縄文時代中期（約4,500年前）の「環状集落」であることが、改めて確認された。
- ・石戸城跡の「四の郭」について、実施計画策定に合わせ内容確認調査を実施した。その結果、堀跡、土塁跡、堀立柱建物跡、盛土造成面を確認した。

決算額 5,146 (千円)

[遺跡等調査事業：生涯学習課]

● 伝統芸能文化の継承と活用

- ・第15回北本市郷土芸能大会を文化センターホールにて開催した。
市内のお囃子4団体、ゲスト2団体が出演。小学生による子ども囃子の出演もあり、後継者育成に寄与することができた。

実施日	観客・出演者
平成26年2月16日(日)	308名

[北本市郷土芸能大会：生涯学習課]

● 屋敷林や巨木・名木を保全する仕組みの検討

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲(P19)

[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

9 豊かな都市景観の創造

平成27年(2015)度までの目標

- ① 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。
- ② 環境教育としての市内清掃活動を実施します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	C	H24	C	B
H25		C	B	

現況と課題

市内には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林などによる、緑豊かな優れた景観が残されています。しかし、空き缶、タバコの吸殻などの散乱や粗大ごみの不法投棄、空き地・空き家の管理不善などにより、景観が損なわれている箇所も見受けられます。

自然環境と調和した都市整備を図るとともに、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止や美化・清掃活動を推進していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 魅力ある都市景観の形成

● まちなみ景観の創造／道路景観の創造

・平成22年度末で、中山道の拡幅工事は9割程度終了し、用地取得困難箇所は残り2件であり、引き続き取得に向けて交渉が行われている。平成25年度は県の拡幅工事は行われていない。

また、中山道の拡幅工事の事業認可変更により、新たに電線地中化について事業計画に位置づけたことにより、数年の間は電線地中化の設計や地中化工事のみとなることが想定される。そのため、本市の街なみ環境整備事業による歩道の美装化や街路灯整備等が長期間にわたり整備できなくなる状況であり、平成23年度より事業を休止している。

[中山道街並み整備事業：都市計画課]

・「北本市都市マスタープラン第3章 全体構想3-1 土地利用の方針(2) 商業地」に「西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス型機能の立地需要が高まると想定されるため、豊かな自然環境に配慮した利用を誘導していく必要があります。」としている。この方針により、上尾道路沿道の土地利用について検討を行った。

決算額 3,570 (千円)

[都市マスタープランの推進：都市計画課・関係各課]

● 大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造

・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲 (P22)

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：道路課]

2 清潔なまちづくりの推進

● 不法投棄防止対策の強化

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲 (P20)

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 美化・清掃活動の推進

・今年度も各自治会の御協力をいただき、「自らのまちは自らの手で清潔にし、そして汚さない」をスローガンに清掃美化活動を実施した。

活動名	活動期間	参加者数
快適な環境づくり運動	平成25年5月19日～6月23日	102地区のべ12,565人
環境美化運動	平成25年9月1日～11月10日	101地区のべ12,508人
ボランティア団体清掃活動	年10回	—

[清掃美化活動の実施：くらし安全課]

・市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム」(アダプト・プログラム)を展開した。

登録団体数	20団体
登録者数	1,668人(平成26年3月31日現在)

ぴかぴか北本おまかせプログラム登録団体

(H26.3.31 現在)

	団体(個人)名	活動場所	人数		団体(個人)名	活動場所	人数
1	富士重工業(株)	隣接市道・公園	812	11	ぴかぴかかやきグループ	駅西口	14
2	ホテルの里づくり 推進協議会	高尾さくら公園 付近	171	12	常泉 茂義	市道	2
3	クリーン夫婦本間	駅東口広場	2	13	プラザオオノ(有)	駅東口	15
4	中丸1丁目自治会	地区内道路 中央緑地	267	14	地域活動支援センター かばざくら	市道	19
5	谷足里春秋クラブ	市道	14	15	青空会	教育センター前庭	27
6	(株)ウッド	市道	5	16	(株)川村建設工業	市道1461号線	22
7	くろーぱーグループ	駅東口広場	47	17	伊藤 一穂	市道	2
8	軽部 政則	市道 高尾スポーツ広場	個人	18	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 中丸地域班	市道118号線 グリコふれあい通り	34
9	さかえっこクラブ	市道	39	19	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 東間深井地域班	北部公民館近辺 深井スポーツ広場 脇道路	50
10	ぴかぴかさくらグループ	駅西口	86	20	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 西部地域班	石戸小学校周辺市道	39

[公共施設の里親制度の実施：協働推進課]

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10 空気の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

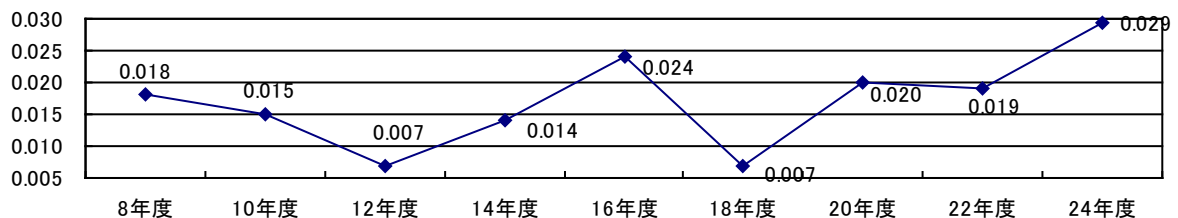
- ① 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
- ② 公共交通機関を充実します。
- ③ 自転車駐車場の確保を推進します。
- ④ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
- ⑤ 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
- ⑥ 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
- ⑦ 大気汚染監視体制を整備します。
- ⑧ 公用車を低公害車にします。
- ⑨ 野焼きパトロール体制を推進します。
- ⑩ 調査測定を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	B	H24	B	C	A	A	D	D	D	D	B	C
		H25	B	B	A	A	B	D	C	B	C	B

現況と課題

北本市の二酸化窒素濃度は、1年おきに測定調査をしており、二酸化窒素測定結果の1日平均値の最大値を見ると、平成24年度は0.0293ppmで過去10年間で最大値となりましたが、環境基準の1日平均0.04ppm以下という値よりは下回っています。近年は路線バスの誘致やデマンドバスの推進により交通の利便性の向上を図っています。引き続き国や県と連携して排出ガスの削減を図る必要があります。

北本市の二酸化窒素濃度調査結果（1日平均値の最大値 単位：ppm）



注) 上のグラフは各年4～5日間程度の連続調査を行った結果について、調査期間内の1日平均値の最大値を示しています。

平成16年度から大気測定調査は隔年実施となり、次回は平成26年度実施の予定。

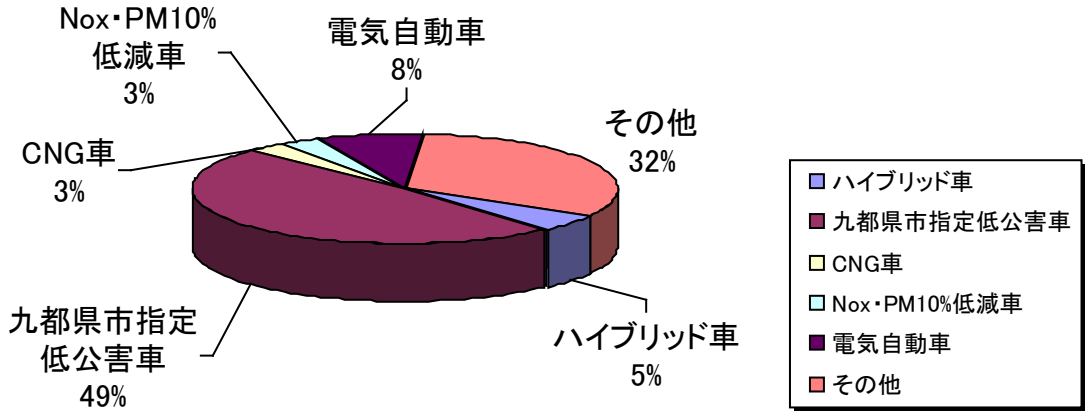
加えて、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故で放出された放射性物質による汚染についても調査をし、適切に対処する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 自動車排出ガス対策の推進

● 排出ガスの削減

・管理車両を1台廃車した。平成26年3月現在、公用車両合計77台のうちハイブリッド車4台(5%)、九都県市指定低公害車38台(49%)、CNG車2台(3%)、NOx・PM10%低減車2台(3%)、電気自動車6台(8%)となり、低公害車は52台(68%)となった。



[公用車両の低公害車導入：総務課]

・平成24年度に市内を走行する3路線のバス10台全てが低排出ガス車両となり、平成25年度は事業実績なし。

[バス事業者への要請：政策推進課]

・6月・8月の2回、職員あてにアイドリング・ストップの啓発通知を行った。また、アイドリング・ストップ運動を推進するため、7月・9月・3月の3回、庁内放送による職員及び来庁者への呼びかけを行った。来庁者への啓発として庁内放送回数を増やした。

新庁舎工事に伴い、駐車場スペースが減少してしまうことから表示板の設置数も減ってしまった。

[公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

・県条例に基づくアイドリング・ストップに関する権限が、平成19年度から県より委譲され、開発行為の事前協議時に開発者に対し県条例に基づく指導を行った。

[アイドリング・ストップ啓発運動：くらし安全課]

● 自動車交通対策の推進

・北本市における大気環境の状況を確認することを目的として、大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は平成16年度から隔年実施となった。次回調査は平成26年度の予定。以下は、平成24年度調査時の結果。

調査内容

調査の対象	大気中の一酸化窒素及び二酸化窒素
調査測定場所	北本市荒井3丁目95番地 西部公民館屋上
測定年月日	平成25年1月30日～2月3日
測定方法	化学発光法

調査結果

単位：ppm

調査日		1月30日(水)	1月31日(木)	2月1日(金)	2月2日(土)	2月3日(日)
一酸化窒素	調査項目					
	平均値	0.0009	0.0070	0.0099	0.0043	0.0003
	最大値	0.0044	0.0318	0.0447	0.0175	0.0006
最小値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0	0.0	
二酸化窒素	平均値	0.0071	0.0224	0.0293	0.0218	0.0033
	最大値	0.0147	0.0494	0.0457	0.0343	0.0104
	最小値	0.0025	0.0057	0.0145	0.0022	0.0007
窒素酸化物	平均値	0.0080	0.0294	0.0392	0.0261	0.0036
	最大値	0.0191	0.0710	0.0717	0.0463	0.0109
	最小値	0.0030	0.0059	0.0151	0.0022	0.0007

※ 二酸化窒素に係る環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※ 窒素酸化物とは、物の燃焼によって生成される一酸化窒素や、大気中で一酸化窒素が酸化されてできる二酸化窒素が主要な物質で、呼吸器等に有害な気体。光化学スモッグの原因物質の一つと考えられています。
[大気汚染監視事業：くらし安全課]

・西中央通線（西小学校交差点から県道さいたま鴻巣線交差点まで）延長887.7m 幅員3.25m（両側）歩車道境界ブロックで車道・歩道部を分離し、自転車専用レーンを設置する。また、南小通交差点から西小学校交差点までは、既存の歩道を区画線にて歩行者と自転車通行部分を分けし、共用している（平成23、24年度実施）。

[自転車専用レーンの整備事業：道路課]

2 放射能汚染への対応

● 大気中の放射性物質の測定

・測定地点の小中学校5カ所、保育所2カ所、公園3カ所の校庭（庭園）内において、大気中に含まれている放射線量の測定をしました。測定方法は、測定器を地上10cmと1mの高さで10秒間静止させた状態で測定しました。測定結果の最大値を年間放射線量に換算した値では、一般の放射線量限度1mSv/年（※）を下回りました。測定結果の詳細につきましては、北本市ホームページをご覧ください。

(http://www.city.kitamoto.saitama.jp/kurashi/bousai/housyasen_sokuteikekka.htm)

※1mSv/年：国際放射線防護委員会の勧告に基づき、法で定められた技術上の基準としての一般公衆の線量限度（自然放射線量を除く）。
[放射性物質測定事業：くらし安全課]

1 1 水の清浄さの維持

平成 27 年（2015）度までの目標

- ① 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を継続的に実施します。
- ② 地下水の安全性に関わる定期的観測を継続的に実施します。
- ③ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
- ④ 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
- ⑤ 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
- ⑥ 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
- ⑦ 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
- ⑧ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。
- ⑨ 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	B	H24	A	A	C	C	D	B	B	C	A
	H25	A	A	C	C	C	B	B	C	A	

現況と課題

市内の河川や水路における平成 25 年度の BOD 調査結果によると、BOD の最も大きい数値を観測したのは江川（桶川境）で 4.8mg/l、次いで谷田用水路（鴻巣境）4.0mg/l、となっています。いまだ未処理の生活排水などによって、市街地を流れる水路等の水質が改善されていません。今後さらに、公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、水質改善に努めていく必要があります。

また、雑木林、農地などの減少や都市化によって、雨水が地下に浸透しない地域が広がっています。引き続き、雨水保全能力を持つ雑木林、屋敷林、農地の保全や雨水浸透対策に努める必要があります。

河川・用排水路の水質分析結果につきましては P78 をご参照ください。

各課個別事業の取組状況

1 生活排水などの浄化対策の推進

● 清浄な水の維持

・安全な水を供給するため、法令に基づき、「健康に関連する項目」30 項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20 項目の水質検査を毎月実施した。検査の結果、適合であった。

（桶川北本水道企業団）

[水質検査体制の充実：くらし安全課]

2 健全な水循環の構築

● 湧水・地下水の水源かん養

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）
〔保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課〕
- ・「3-1 豊かな農地の保全と創造、農地や生産緑地の保全」再掲（P25）
〔生産緑地制度の運用：都市計画課〕
- ・「1-2 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P21）
〔雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課〕
- ・市道 118・130 号線道路整備事業等において、歩道に透水性舗装を実施した。
〔透水性舗装の実施：道路課〕

3 水質汚濁防止体制の推進

● 水質監視の充実

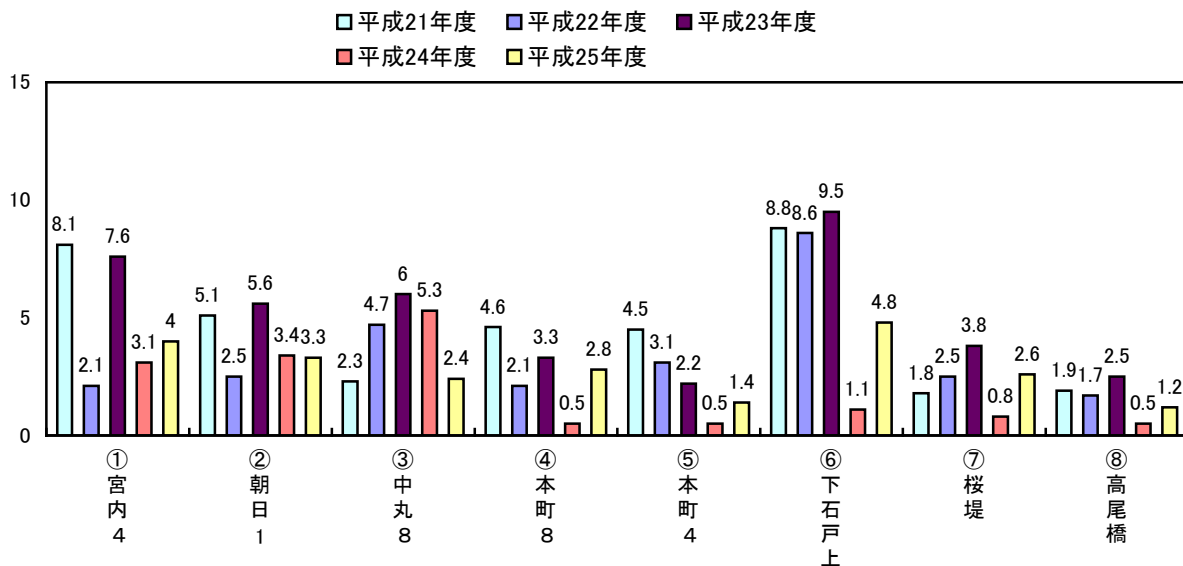
- ・市内を流れる河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）のそれぞれ最上流地点、最下流地点計8地点について水質調査を実施した（資料参照）。平成 24 年度は夏季に調査を実施し、平成 25 年度は冬季に調査を実施した。
〔市内水質調査：くらし安全課〕

- ・流出事故等に対応するため、関係各機関と連絡調整を行い、オイルフェンスや吸着マットを常備し、初動体制を整え実施に備えた。実際に平成 25 年度は 1 件の出動があった。
〔水質汚濁防止体制：くらし安全課〕



図中の①～③は利根川水系、それ以外は荒川水系

生物化学的酸素要求量 (BOD※)



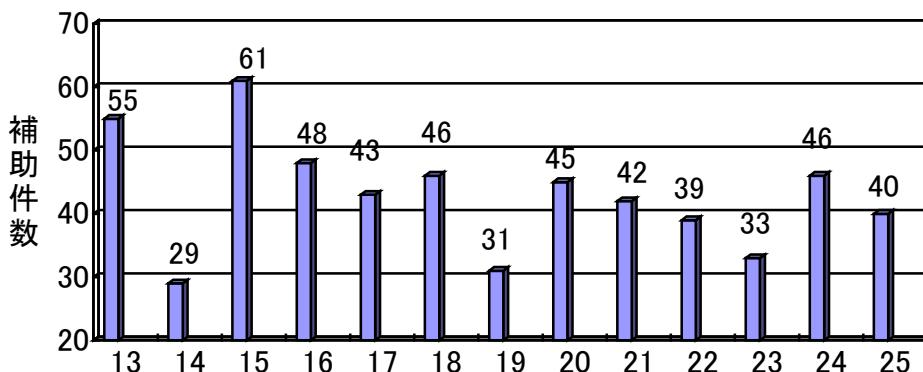
※BOD 生物化学的酸素要求量…水中の汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚濁が進んでいます。平成21年は冬、平成22年は夏、平成23年は冬、平成24年は夏、平成25年は冬に実施。

[水質測定調査：くらし安全課]

・家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。

- 21年度 助成件数 42件
- 22年度 助成件数 39件
- 23年度 助成件数 33件
- 24年度 助成件数 46件
- 25年度 助成件数 40件

合併処理浄化槽設置補助件数の推移



決算額 27,744 (千円)

[合併処理浄化槽設置補助事業：下水道課]

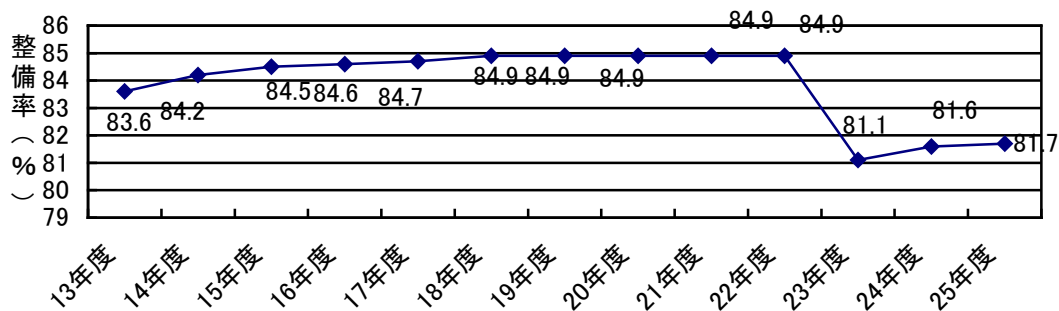
4 公共下水道の整備推進

● 公共下水道の整備推進

・河川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。

整備面積	0.6ha
整備済面積	588.8 ha
整備率	81.7%
人口普及率	74.5%

公共下水道整備率の推移



決算額 162,679 (千円)

[公共下水道整備事業：下水道課]

1 2 土壌汚染の防止

平成 27 年 (2 0 1 5) 度までの目標

- ① 「北本市土砂等たい積規制に関する条例（H17年6月30日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
- ② 土壌汚染調査を実施します。
- ③ 過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
- ④ 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を 100%にします。
- ⑤ 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤
進捗状況	B	H24	A	A	E	A	C
		H25	A	A	E	A	C

現況と課題

不法投棄や汚染土による埋め立て、工場等の化学物質による土壌汚染については、引き続き調査や監視体制を充実し、土壌汚染を防止する必要があります。

また、土壌汚染調査は平成16年から隔年実施とし、ダイオキシン類調査と併せ、平成24年度に実施しました。次回の予定は平成26年度です（資料P81 参照）。

各課個別事業の取組状況

1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進

● 埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止

- ・「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例」に基づき、パトロール等監視体制の強化に努めた。
- ・土砂の堆積などについて相談を受けるとともに、土砂を堆積する行為について調査指導を実施した。

[公害監視体制：くらし安全課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進

● ダイオキシン対策の推進

- ・ダイオキシン類特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、関係各機関と連絡調整を行い指導に努めた。

[廃棄物の焼却に関する規制の啓発：くらし安全課]

- ・土壌汚染調査、ダイオキシン類汚染調査については、平成16年度から隔年実施している。次回実施は平成26年度の予定。以下は、平成24年度調査時の結果。

調査日 平成25年1月29日

調査地点 荒井3丁目地内（西部公民館敷地）

調査結果 $10.22\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ 環境基準は $1,000\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

（資料P78 参照）

[環境実態調査：くらし安全課]

● 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査

- ・埼玉県に協力を要請し、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律に基づき排出量及び移動量の届出があった北本市内の事業者について情報提供を得た。

[塩素系溶媒使用者の実態調査：くらし安全課]

● 農用地の土壌汚染防止

- ・「3-3 豊かな農地の保全と創造、環境保全型農業の推進」再掲（P27）

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業観光課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P26）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 化学物質の不法投棄防止対策の強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 放射能汚染への対応

・平成23年度、市では、市内東西南北および市の中心として選定した28カ所の地点の土壤中に含まれている放射性物質濃度の測定を調査測定機関に依頼しました。調査の結果、提出した28カ所の放射性ヨウ素について、全ての個所で不検出でした。放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)については、26カ所の地点で検出され、1カ所の地点で放射性セシウム(Cs-137)のみの検出となりました。

放射性物質濃度が低い部類の数値を示していることから、平成23年度末をもって土壤中の放射性物質測定については測定を終了しました。

[土壤中の放射性物質測定事業：くらし安全課]

1.3 騒音・振動の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 騒音に係る環境基準を100%達成します。
- ② 騒音・振動測定体制を充実します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	C	H24	D	B
		H25	C	B

現況と課題

平成25年度の騒音に関する苦情は3件、振動に関する苦情は2件となっています。

平成25年度は市内1地点において自動車交通騒音常時監視を行いました。調査結果は環境省へ報告され、今後の沿道騒音対策等の施策への資料となります。また、市内一事業所において騒音測定を行いました。

今後も、自動車交通、工場・事業所、建設作業による騒音・振動、さらには近隣騒音・振動についての対策を必要に応じて講じる必要があります。

平成25年度自動車騒音常時監視測定結果

調査路線	時間区分	調査結果 (LAeq)	環境基準との比較		要請限度との比較	
			×	70	○	75
一般国道17号	昼間	74	×	70	○	75
	夜間	73	×	65	×	70

騒音測定値：等価騒音レベルLAeq（単位：dB）

注）1. 環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に隣接する空間の特例値」を適用。

2. 表中の記号は以下の通り。

○：基準を満足 ×：基準を超過

各課個別事業の取組状況

1 騒音・振動防止活動の推進

- 大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策の検討

- ・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P22）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

- 道路整備における騒音・振動防止対策の検討

- ・中央通線において、210mの整備工事を行った。交通量に見合った舗装構成等で施工し、騒音・振動の低減を図った。

決算額 40,244（千円）

[都市計画道路の整備推進：道路課]

1.4 悪臭の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。

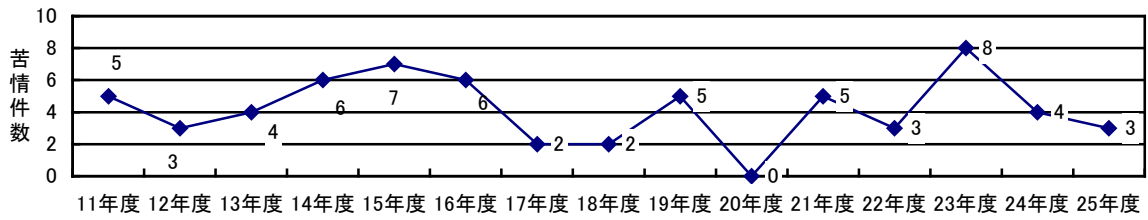
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①
	B		H24
		H25	B

現況と課題

悪臭公害には、食品加工過程で発生する臭気や塗装、印刷、プラスチック成型等から発生する有機溶剤臭、廃棄物焼却に伴う臭気等があります。平成25年度の悪臭に関する苦情は3件でした。

今後も先述のように多様な原因による悪臭の発生が予想されることから、その対策を講じる必要があります。

悪臭に関する苦情受付状況



各課個別事業の取組状況

1 悪臭防止活動の推進

● 工場・事業所への啓発指導

- 21 年度 指導件数 5 件（事業所等の悪臭）
- 22 年度 指導件数 3 件（事業所等の悪臭）
- 23 年度 指導件数 2 件（事業所等の悪臭）
- 24 年度 指導件数 3 件（事業所等の悪臭）
- 25 年度 指導件数 3 件（事業所等の悪臭）

[工場・事業所等における悪臭防止の啓発指導：くらし安全課]

1 5 化学物質による汚染の防止

平成 27 年（2015）度までの目標

- ① ダイオキシンの環境基準を 100%達成します。
- ② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	C	H24	A	D
		H25	A	D

現況と課題

平成 24年度のダイオキシン類調査結果によると、市内の大気中に含まれるダイオキシン類毒性等量及び土壌中に含まれるダイオキシン類毒性等量は、いずれも法令の環境基準値より大幅に低い状況となっています。人の生命や健康に大きな影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンをはじめとする有害な化学物質について、関連情報の適切な収集と広報を行い、未然の予防策を講じる必要があります。

※ 平成 16 年度からダイオキシン類調査については、隔年実施としました。土壌汚染調査と併せ、次回は平成 26 年度に実施する予定です。

各課個別事業の取組状況

1 化学物質による汚染防止活動の推進

- 土壌汚染調査の充実

- ・「12-2土壌汚染の防止 化学物質による土壌汚染防止活動の推進」再掲（P47）

[環境実態調査：くらし安全課]

- P R T R法施行に伴う情報公開の推進・指導や勉強会の開催

- ・埼玉県に協力を要請し、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律に基づき、排出量及び移動量の届出があった北本市内の事業者について情報提供をいただいた。

[特定化学物質に係る調査：くらし安全課]

1.6 省資源・省エネルギーの推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
- ② 上水使用量を平成2年（1990）度レベルへ削減します。
- ③ 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H24	B	E	A
		H25	B	E	A

現況と課題

資源やエネルギーは限りあるものとして、また、その使用は地球環境に負荷を与えていることを考慮して、省資源、省エネルギーに取り組むことが求められています。北本市では、平成25年度から新庁舎の建設工事が始まりました。この新庁舎においても、様々な面で環境に配慮した設計になっています。

各課個別事業の取組状況

1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進

- 市全体のエネルギー消費実態の把握

- ・第2次北本市地球温暖化対策実行計画を推進し、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向けて取り組んだ（資料P76参照）。なお、第2次北本市地球温暖化対策実行計画の期間終了に伴い、第3次北本市地球温暖化対策実行計画を策定した。

[地球温暖化対策実行計画策定事業：くらし安全課]

- 電気・ガス使用量の抑制／水の有効利用

- ・電気やガス、水などの資源の使用量抑制を庁舎内ポスター及びホームページに掲載し、市民や事業者に対し、呼びかけを行った。

[地球温暖化防止啓発事業：くらし安全課]

● 資源の有効利用

- ・環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入ガイドラインを作成し、ガイドラインに基づき各課においてグリーン購入を実施した。なお、環境マネジメントシステムに基づき各課のグリーン購入実績を把握している（資料P77参照）。

[グリーン購入推進事業：くらし安全課]

2 新エネルギーの導入

● 太陽光発電などの利用普及の推進

- ・国の補助金を活用し、平成21年度の文化センターの改修工事に伴い、LED照明や屋根の遮熱フィルムを導入した。また、平成22年度から平成24年度にかけて北本市内の小中学校全てに太陽光発電設備を導入した。平成25年度には、環境に配慮した新庁舎が一部完成した。

[公共施設への新エネルギーの導入：くらし安全課]

- ・地球温暖化防止のため、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図ることを目的として、住宅用創・省エネルギーシステム（太陽光発電システム・高効率給湯器等）を設置する人に、その費用の一部を補助した。平成25年度の交付件数は119件だった。

[住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助事業：くらし安全課]

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。
- ② 平成27年（2015）度までに、燃やせるごみの発生量を平成10年（1998）度実績の85%にします。
- ③ 平成27年（2015）度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	B	H24	B	A	C
		H25	B	A	C

現況と課題

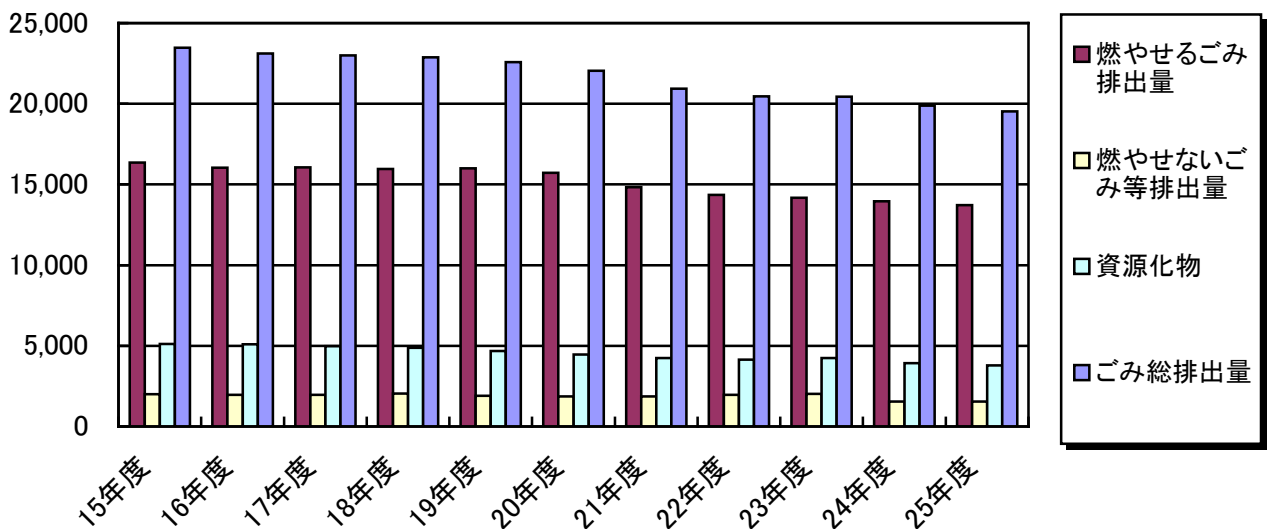
北本市における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は平成24年度で19,887t、平成25年度では19,519tとなっており、平成24年度と25年度を比較するとやや減少が見られました。市民1人当たり1日のごみの排出量は、平成24年度が788g、平成25年度は777gとなっており、比較するとこちらも減少傾向

にありました。

平成 24 年度と平成 25 年度との比較では、各分別ごみについては、燃やせないごみを除いて減少傾向が見られましたが、資源類も全体で約 146 t の減少となっています。人口や消費の減少の影響もあると思われますが、今後ごみの分別に努め発生を少なくする他、発生してしまったごみについては、再使用、再利用を推進していく必要があります。

▼ごみ排出量の推移

	H10年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
人口 単位：人 (各年度末現在)	69,845	71,078	71,000	70,702	70,575	70,279	69,985	69,656	69,146	68,806
世帯 単位：世帯 (各年度末現在)	23,584	26,597	26,929	27,195	27,504	27,319	27,835	27,804	27,909	28,262
燃やせるごみ 排出量(t)	16,535	16,053	15,957	16,003	15,720	14,835	14,355	14,181	13,948	13,719
燃やせるごみ排出量 H10比 (%)	100	97.1	96.5	96.8	95.1	89.7	86.8	85.8	84.4	83.0
燃やせないごみ等 排出量(t)	1,736	1,967	2,037	1,905	1,865	1,870	1,962	2,030	1,545	1,554
資源化物(t)	4,278	4,971	4,880	4,677	4,464	4,233	4,137	4,237	3,929	3,783
ごみ総排出量(t)	22,849	22,991	22,874	22,585	22,049	20,938	20,454	20,448	19,887	19,519
資源化率	18.72%	21.62%	21.33%	20.71%	20.71%	20.22%	20.23%	20.72%	19.76%	19.38%
一人1日あたりの ごみ排出量(g)	896	886	883	875	856	816	801	804	788	777



※ 平成 24 年度の網かけ部分の数値は、昨年度の年次報告書から修正が加わっている。

各課個別事業の取組状況

1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励

● 民間団体への活動支援

- ・ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動（市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等）に対し、助成等の支援を行った。

北本市ごみ減量等推進市民会議活動費補助金 決算額 1,950 (千円)

[ごみ減量等推進市民会議開催支援：くらし安全課]

● リサイクル活動の普及・支援

- ・建設事業において発生する建設資材の再資源化のため、設計の段階で再処理施設への持ち込みの検討や工事での再生資材（再生合材・再生砕石・再生砂）の使用を指示した。また、建設副産物については、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、リサイクルを推進した。
- ・各工事において、建設リサイクル法を基本に取り組んでいるが、「特定建設資材」のみならず、その他建設廃材についても分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。

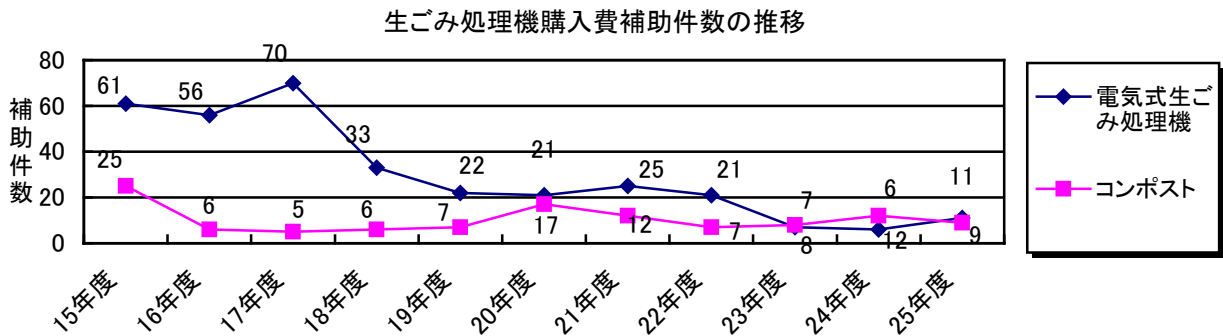
[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● ごみの発生抑制の推進

- ・生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器（コンポスト）、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を助成した。

24年度 補助件数 18件〔電気式6件、コンポスト：12件〕

25年度 補助件数 20件〔電気式11件、コンポスト9件〕



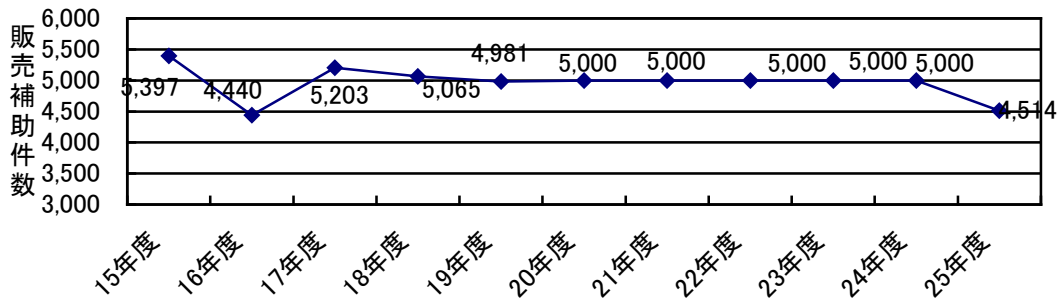
[生ごみ処理容器（コンポスト）・電気式生ごみ処理機購入費補助事業：くらし安全課]

- ・生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図ることを目的に、ごみ減量等推進市民会議が行う生ごみ発酵促進剤（EM ボカシ）販売補助事業を支援した。

24年度 販売補助件数 5,000 袋

25年度 販売補助件数 4,514 袋

EMボカシ販売補助件数の推移



[

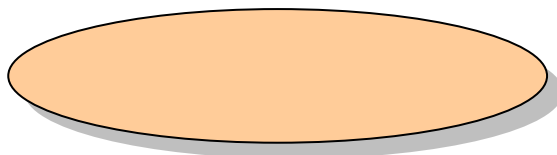
目 標 進 捗 状 況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	B	H24	B	C	A	A
	H25	B	C	A	A	

量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

平成27年（2015）度までの目標

- ① 資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。
- ② 学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。
- ③ 平成27年（2015）度までに焼却灰以外の埋め立て量=0を目指します。
- ④ 平成20年（2008）度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。

18 循環型ごみ処理方法の推進



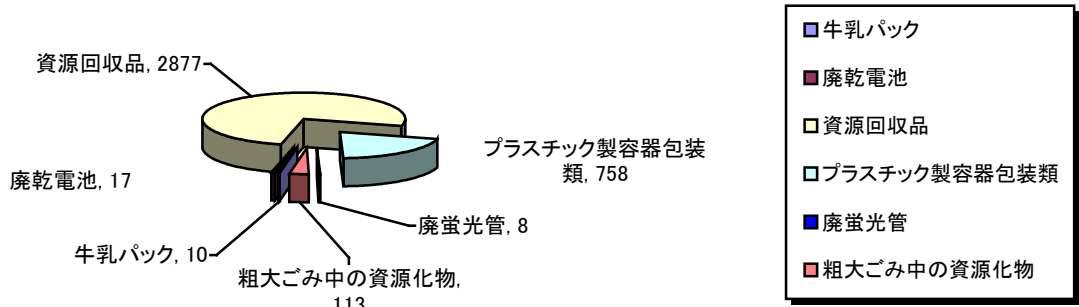
現況と課題

北本市の収集ごみの資源化率は平成24年度が19.76%で、平成25年度は19.38%となっており、比較すると0.38ポイント減少しています。資源は限りあるものであることを啓発し、循環型社会の構築に向け、より一層資源化率を高める必要があります。

資源化率の推移（単位：t）

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
牛乳パック	14	15	10	14	13	12	12	12	10	10
廃乾電池	20	22	17	18	16	17	17	17	17	17
資源回収品	4,172	4,036	3,949	3,738	3,527	3,313	3,210	3,290	3,015	2,877

廃蛍光管	—	—	6	9	9	9	9	9	8	8
プラスチック製 容器包装類	737	762	775	782	786	763	771	789	761	758
粗大ごみ中の 資源化物	157	136	123	116	113	119	118	120	118	113
計	5,100	4,971	4,880	4,677	4,464	4,233	4,137	4,237	3,929	3,783
資源化率 (%)	22.07	21.62	21.33	20.71	20.25	20.22	20.23	20.72	19.76	19.38



※ 平成 24 年度の網かけ部分の数値は、昨年度の年次報告書から修正が加わっている。

各課個別事業の取組状況

1 廃棄物の適正処理の推進

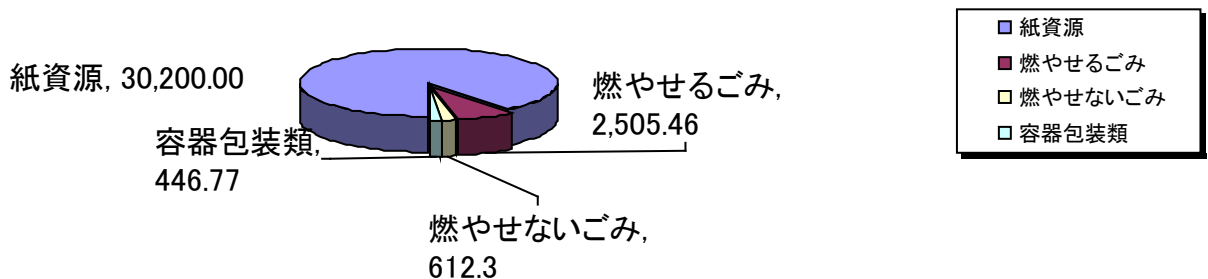
● 資源回収の推進

・使用済み小型家電のリサイクルの回収について、平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法に基づき、小型家電リサイクルシステム構築実証事業（事業者提案型）を実施した。

[廃棄物処理方法の見直し：くらし安全課]

・市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。新庁舎への引越しに伴い、大幅な廃棄、分別収集を行った。

分 別	平成 24 年度	平成 25 年度	増減率
燃やせるごみ	2492.78 kg	2505.46 kg	0.5%
燃やせないごみ	353.82 kg	612.3 kg	73.0%
容器包装類	564.76 kg	446.77 kg	△20.8%
紙資源	15,330.00 kg	30,200.00 kg	96.9%



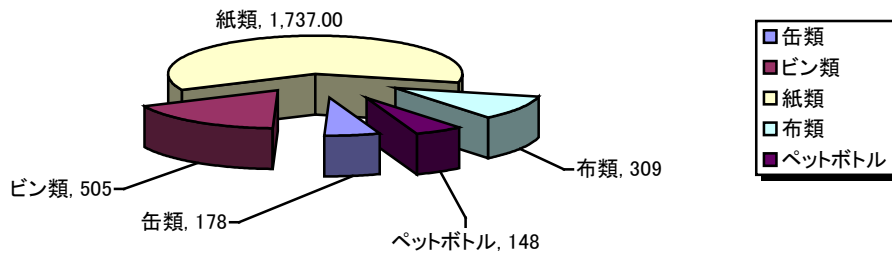
[市庁舎内のごみの分別収集の徹底：総務課]

・ごみカレンダーを作成、配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施した。

資源回収実績

(単位：トン)

種類	平成24年	平成25年	増減量	増減率
缶類	188	178	△10	△5.32%
ビン類	538	505	△33	△23.91%
紙類	1,813	1,737	△76	△4.19%
布類	329	309	△20	△6.08%
ペットボトル	147	148	1	0.68%
回収量	3,015	2,877	△138	△4.58%



収集運搬費 98,192 (千円)
 資源回収奨励金 12,368 (千円)
 資源回収売捌金 18,699 (千円)

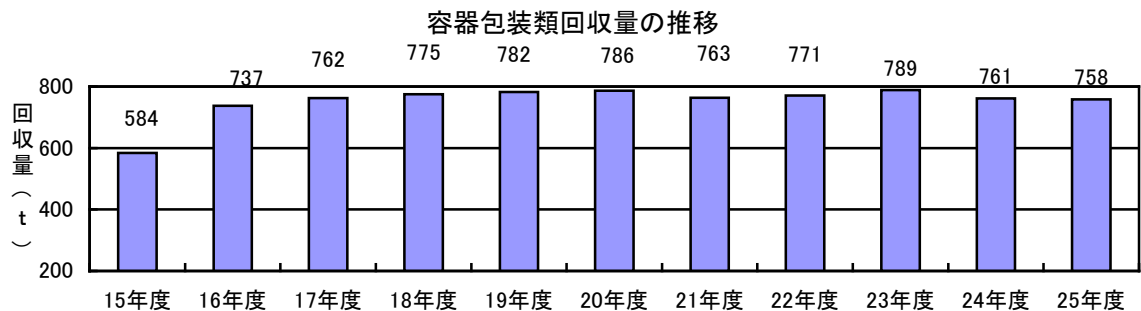
決算額 91,861 (千円)

[資源回収の充実：くらし安全課]

・容器包装リサイクル法に基づき、平成15年度から開始したペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施している。

24年度 回収量 761 t

25年度 回収量 758 t



収集運搬費用 23,773,944円

処理費用 31,447,999 円
 再商品化合理化拠出金 1,307,706 円 (売り捌き金) 決算額 53,914 (千円)

[容器包装リサイクル法に基づいた、その他プラスチック製容器包装の分別収集事業：くらし安全課]

● リユース・リサイクル製品の率先使用

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲 (P51)

[グリーン購入推進事業：くらし安全課]

- ・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」再掲 (P54)

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● 学校からの生ごみの資源化を推進

- ・中丸東小学校の生ごみ処理機について、保守等維持管理に課題はあるが、積極的な活用に努める。

[生ごみたい肥促進事業：教育総務課]

● リサイクル活動の推進

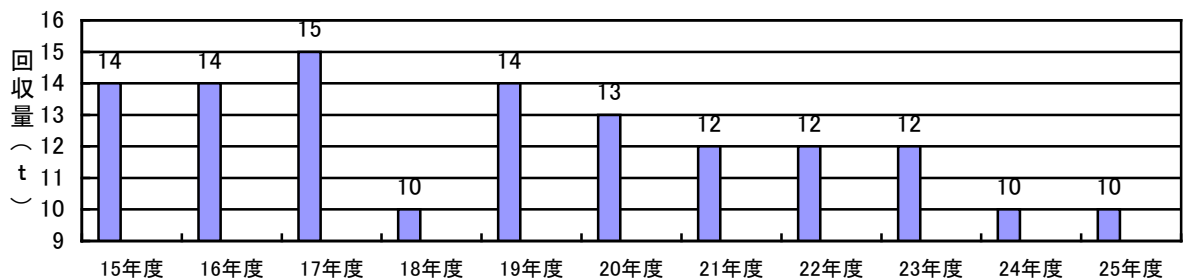
- ・牛乳パックを回収するため、市内公共施設 25 箇所に回収箱等を設置し、拠点回収を行った。

24 年度 回収量 10 t

25 年度 回収量 10 t

牛乳パック売上金 決算額 71 (千円)

牛乳パック回収量の推移



[牛乳パック回収事業：くらし安全課]

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19 地球環境問題への取り組み

平成27年（2015）度までの目標

- ① 地球規模の環境問題に関する情報を提供します。
- ② 市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。
- ③ オゾン層破壊物質の回収を推進します。
- ④ 酸性雨対策を推進します。
- ⑤ 熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。
- ⑥ 家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として1世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成2年（1990）度レベルより6%削減を目指します。
その後、他の部門での削減や国・県と連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥
	C	H24	C	B	A	C	C	C
		H25	C	B	A	C	C	C

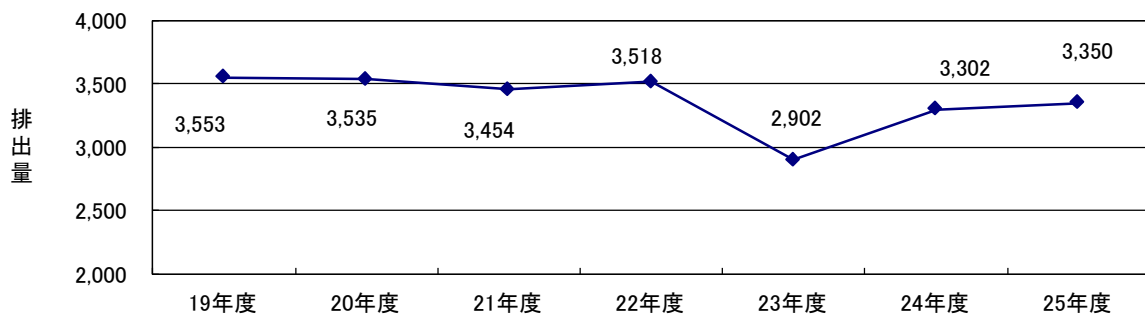
現況と課題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題はますます深刻化しています。

これらの問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄といった現在の社会を、循環型社会に変えていく必要があります。そのためには、私たち自身が日常生活のなかで、環境への負荷の少ない生活に取り組んでいく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂



注) 上のグラフは、北本市の主要施設における事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移を表わしたものです。
平成18年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数による。

各課個別事業の取組状況

1 地球温暖化防止対策の推進

● 地球温暖化効果ガスの発生抑制／省エネルギーの推進／新エネルギーの導入

・市の事務事業を、日常の事務運営等における環境配慮、市庁舎及び文化センターの環境設備等の適正管理、施策・事業における環境配慮に分類し、それぞれ目標を設定し、環境負荷の低減を図った。平成25年度はISO14001の定期審査を受けた。

[ISO14001 認証取得・運用：くらし安全課]

・「16-2 省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入」再掲（P52）

[住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助事業：くらし安全課]

・家庭における地球温暖化防止活動（節電）を支援するために、節電コンテストを夏季と冬季に開催した。電気量削減の部門に加えて、夏季は新たに「夏のさわやかスポット部門」を開催し、市内の夏に涼める場所を紹介していただき、結果をHPで広く公開した。夏季は36名、冬季は24名の参加があった。

[地球温暖化防止啓発事業：くらし安全課]

● 雑木林の保護・保全

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）

[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）

[ふるさと埼玉の緑を守る条例の活用：都市計画課]

2 オゾン層破壊防止対策の推進

● フロンガスの発生抑制

・環境マネジメントシステムの中で、「フロン回収・破壊法」の順守について年に2回チェックを行っている。また、窓口にパンフレットを置き、フロン回収・破壊法に基づく適正な処理を呼びかけている。

[フロンガス回収の推進：くらし安全課]

3 酸性雨対策の推進

● 自動車排出ガス対策の推進

・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P41）

[公用車両の低公害車導入、公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

[アイドリング・ストップ啓発運動：くらし安全課]

● 自動車交通対策の推進

・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P42）

[大気汚染監視事業：くらし安全課]

4 その他、地球規模の環境問題に対する対応

● 熱帯材の使用抑制

- ・具体的な事業（栄小学校校舎B棟耐震補強及び大規模改修工事、宮内中学校校舎A棟（北棟）耐震補強及び大規模改修工事、北小学校校舎B棟耐震補強・大規模改修工事及び校舎A棟改修工事）において、熱帯材型枠の使用を削減し、各種代替型枠の使用を促進することを指示した。
 - ・北本中学校給食室建設工事において、違法伐採材と熱帯材の現在の状況を把握するとともに、使用を指導した。
- [熱帯材の使用抑制事業：建築開発課]

● 地球環境問題の情報提供

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲（P51）
- [地球温暖化防止啓発事業：くらし安全課]

20 環境教育・環境学習の振興

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。
- ② 市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。
- ③ 埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H24	D	C	B
		H25	C	C	B

現況と課題

小・中学校では、環境教育が進められています。また、一般市民向けの講座では、環境をテーマとしたものが少ない状況にあります。

自然と共生する持続的発展が可能な循環型社会を構築していくうえで、市民の環境に対する理解と知識を高めるためには環境教育・環境学習は大変重要です。

各課個別事業の取組状況

1 学校における環境教育・環境学習の推進

● 学校における環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育全体計画に基づいて、全小・中学校の各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターなど関係施設等を積極的に活用した環境学習にも取り組んだ。
- ・石戸小学校では、本年度も「高尾宮岡トラスト地」において、棚田プロジェクトを実施し、地域との協力のもと、環境に関する体験学習を行った。

- ・小学校社会科副読本を通して、環境問題への取り組み（リサイクルなど）について学習する機会を設けた。市内小・中学校において指導計画に沿って実施されている。

[環境教育・環境学習の強化・推進の検討：学校教育課]

- ・小学校生活科の学習で、校外の自然環境のなかでの遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開した。
- ・各小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境を調べる学習を展開した。各学校の指導計画に沿って実施されている。

[自然環境を利用した体験学習：学校教育課]

- ・「3-4 豊かな農地の保全と創造、農地を利用した環境教育・環境学習の推進」再掲（P27）

[体験農場事業：学校教育課]

- ・「EM菌」の活用について、引き続き様々な分野において実践を重ねた。
プールの浄化のために、市内の小・中学校で活用した。また、トイレ清掃、石鹸づくりに活用した。
各学校にて継続的に活用している。

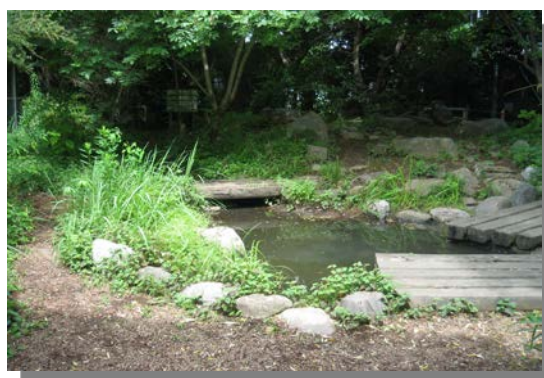
[教職員の環境研修事業：学校教育課]

- ・南小学校のビオトープにおいてホタルを飼育し、保護者や市民等を対象に「ホタル鑑賞会」を開催した。この取り組みを通じて、南小学校の児童はホタルが育つために必要な環境づくりについて理解を深め、環境の大切さ、維持することの大変さなどを体験し、さらには自然に親しむ機会を設けることができた。

- ・東小学校では、平成18年度に児童のボランティアが手作りしたビオトープを自然委員会が管理・整備を行った。ビオトープにおいて、池にメダカが放流されており、日本の里山に見られた自然の姿に児童が親しめるようになっており、今年度も1・2年生の生活科、3～6年生の理科等の環境学習で活用し役立てることができた。

- ・南小、東小をはじめ、他の小・中学校においても継続的に実践している。

[学校ビオトープ整備事業：学校教育課]



南小学校ビオトープ

2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進

- 市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実
 - ・市役所出前講座に、
「ごみのゆくえ ～ごみの減量化とリサイクルを推進しよう！～」(対象：小学生以上)

「地球温暖化のはなし ～ここまで深刻！！あなたは何か出来ますか？～」(対象：中学生以上)
 「環境マネジメントシステム(ISO14001) ～環境パフォーマンスの継続的な改善～」
 (対象：一般向け)を設けたが、平成25年度は依頼がなかった。

[市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実：生涯学習課・学校教育課]

2.1 情報の提供

平成27年(2015)度までの目標

- ① 環境年次報告書を作成・公表を進めます。
- ② インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。
- ③ 広報等を活用した環境情報の提供を実施します。
- ④ 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	B	H24	A	B	B	D
		H25	A	B	A	D

現況と課題

市では、北本市情報公開条例に基づいて情報公開を行っています。また、広報「きたもと」により逐次環境情報の提供を行っているほか、市のホームページで環境基本計画年次報告書や環境マネジメントシステムの取り組み結果等を公表しています。

市民一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向け行動することができるように、環境情報を公開、発信していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 環境情報の収集

● 市民意識の把握

・「市長への手紙」を通して、市政に対する意見・要望等を聴取し、市民の市政に対するニーズを把握した。また、聴取した意見・要望については、本人に回答するとともに、ホームページで公開した。(「市長への手紙」172件中、環境・公害等に関するものは22件)

[市長への手紙：秘書広報課]

2 環境情報の提供

● 環境情報の公開

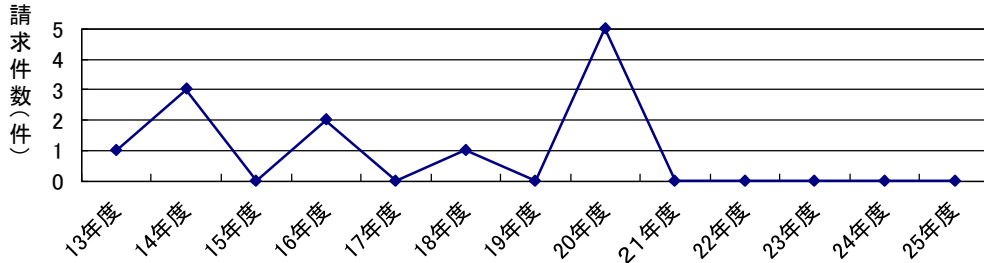
・北本市環境基本条例に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策・事業を公表するため、環境基本計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、結果をまとめ、施策・事業の取り組み状況や計画の進捗度などを記載した年次報告書を作成、ホームページ等で

公表した。

[環境基本計画年次報告書の作成：くらし安全課]

- ・情報公開制度については、広報「きたもと」や市のホームページにより周知を図っているが、環境に関する情報公開については、平成25年度は0件であった。

情報公開請求件数の推移



[情報公開制度の運営：総務課]

- ・きめ細かい市民への支援と行政の透明性を確保するため、ホームページを開設・運営し、市政情報の積極的な提供とともに、電子メールにより市民の声を広く聴取するなど、市と市民を結ぶ市政運営の第一線のツールとして積極的に活用した。

[ホームページの開設・運営：秘書広報課]

● 環境情報の発信

- ・広報「きたもと」に環境状況実態調査の結果や地球温暖化防止等に向けた情報等を掲載した。

平成25年度の主な環境関連掲載記事

掲載号	掲載内容
4月号	新ごみ処理施設の建設および広域化について
5月号	住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助
6月号	特集：暑い夏でも快適に節電で節約！
6月号	市長のほっと・と〜く（夏のさわやかスポット）
6月号	きたもと節電コンテスト2013夏参加者募集
8月号	特集：“もったいない”がごみ減量の第一歩
9月号	環境美化運動へのご協力について
12月号	きたもと節電コンテスト2013冬参加者募集
2月号	太陽光発電の説明会のお知らせ
3月号	合併処理浄化槽補助金の受付を開始

[環境情報等の公表：くらし安全課]

- ・PM2.5による大気汚染について、市民の関心の高まりを受けて、平成24年度から北本市ホームページ上に情報を掲載している。

[環境情報等の公表：くらし安全課]

2.2 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民による環境保全活動の支援制度を整備します。
- ② 環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。
- ③ 市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H24	B	C	C
		H25	B	C	C

現況と課題

現在、市民や民間団体によって環境の保全活動等が自主的に行われています。環境問題を解決していくためには、市・市民・民間団体・事業者等が連携して取り組んでいくことが必要です。

各課個別事業の取組状況

1 環境保全活動への支援

● 環境保全活動への支援

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）
[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]
- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）
[環境保全活動等への支援：都市計画課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P25）
[農業後継者団体への支援：産業観光課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園・観光農園の整備」再掲（P26）
[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、生産者と消費者の交流事業」再掲（P26）
[「菜の花まつり」への支援：産業観光課]
- ・「9-2 豊かな都市景観の創造、清潔なまちづくりの推進」再掲（P39）
[公共施設の里親制度の実施：協働推進課]

本報告書に掲載されている主な環境保全活動市民団体

団体名	活動内容	会員数	掲載ページ
北本雑木林の会	協定雑木林の維持管理、北本中央緑地指定管理者	36	19
高尾カタクリ保存会	カタクリ等の自生地での管理・保存	12	22
城ヶ谷堤桜保存会	桜の管理、育成及び普及	25	22
北本市ごみ減量等推進市民会議	ごみ減量化・再資源化の促進・意識改革の推進	521	26
北本市景観作物振興会	農業振興・環境保全・観光・菜の花まつり	51	26
北本菊花愛好会	菊の普及・啓発・育成、菊まつり支援	23	32
トラスト8号地里山保存会	トラスト8号地内の田んぼや周辺の里道の管理	39	20

2.3 国・県や他の地方公共団体との連携

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。
- ② 河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	B	H24	B	B
		H25	A	B

現況と課題

大気や河川・地下水の水質、地球環境問題など、市域での取り組みだけでは補いきれない環境問題が数多くあります。このような広範な環境問題について、国・県や周辺の地方公共団体と連携して問題解決に向け取り組む必要があります。

各課個別事業の取組状況

1.2 国・県との連携／他の地方公共団体との連携

- 広域的視点が必要な課題への取り組み／共通課題への取り組み
 - ・環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に県内市町村等が組織する団体（次ページ参照）に加入し、情報の収集や研修に参加した。また、団体から国・県への要望を行った。

[行政機関が構成する協議会等への参加：くらし安全課]

北本市が加入する環境関係協議会等

協議会等	構成
埼玉県環境事務研究会連合会	県内60市町村
埼玉県清掃行政研究協議会	県内63市町村を含む84団体
埼玉県中部地域環境事務研究会	県内8市町
埼玉県央荒川クリーン協議会	県央域市町・国・県警察等9機関

- ・市長への手紙に寄せられた環境関連の要望等について、寄せられた内容と市の回答を北本市ホームページ上で公開している。

[市長への手紙：秘書広報課]

2.4 環境影響評価の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境影響評価制度づくりを検討します。
- ② 開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	D	H24	D	D
		H25	D	D

現況と課題

国では、平成9年に「環境影響評価法」を制定し、大規模な開発事業全般について環境影響評価を実施するよう定めています。この法律を受けて、県では国の制度よりも対象事業範囲を広くした環境影響評価条例を制定しています。

今後、国や県の制度でカバーできない事業について、市としての環境影響評価のあり方を検討する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 国・県の環境影響評価制度の活用

- 国・県の環境影響評価制度の適切な運用
 - ・国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行う。なお、平成25年度は該当事業なし。

[国・県の環境影響評価制度の適切な運用：都市計画課・建築開発課・関係各課]

2 市の環境影響評価制度の整備

- 市環境影響評価制度づくりの検討
 - ・現在、民間開発時には、市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めてきたが、協力要請が主な内容であった。そこで、環境基本計画の改訂のなかで公共事業や開発等の際に、事業の立案・計画策定段階から環境保全の事前配慮を求め、市独自の環境影響評価制度づくりに向けた試行段階として「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」を定め活用に努めた。

[市環境影響評価制度づくりの検討：くらし安全課]

2.5 環境監査の普及

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市庁舎及び文化センターにおいて、ISO14001 認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを市民へPRします。
- ② 市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H24	A	D
		H25	A	D

現況と課題

市では、平成12年度に環境マネジメントシステムを構築・運用し、ISO14001の認証取得に向けて取り組み、平成13年4月11日に、JQA（日本品質保証機構）によるISO14001の認証を取得しました。平成25年度には定期審査を受審し、現在も認証取得を継続しています。

今後は、市内の事業所についてもISO14001やエコアクション21の認定取得を支援していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 市の環境監査推進

- 市のISO14001認証に基づく取り組みの実施

- ・「19-1 地球環境問題への取り組み、地球温暖化防止対策の推進」再掲（P60）

[ISO14001 認証取得・運営：くらし安全課]

2 事業所の環境監査支援

- 事業所の環境マネジメントシステムの導入支援

- ・市内事業所等に対して、環境マネジメントシステムの構築に対する相談体制を整えている。

[環境マネジメントシステム構築・支援：くらし安全課]

北環審発第2号
平成25年12月17日

北本市長 石津賢治様

北本市環境審議会
会長 堂本泰章

北本市環境基本計画「年次報告書」（平成25年度版）について（答申）案

平成25年10月2日付け、北市く発第2033号で諮問のあった標記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答 申

本市が平成12年に策定し、20年に改訂しました「北本市環境基本計画」の計画期間は平成27年度までになります。計画期間が残りわずかでありますので、引き続き計画の進捗管理をして現状を分析し、次期計画の策定に向けた検討を始める必要があります。

さて、本年国内では、突風被害が相次ぐ等の異常気象の発生が目立ちました。その原因を特定することは難しいようですが、地球温暖化が大きな影響を与えているのではないかとされています。

そして、本年は地球温暖化問題に関してIPCC（ア化°-シー-シー・国連の気候変動に関する政府間パネル）の総会が開かれ、IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書が発表されました。この報告書によりますと、現在の地球温暖化の原因は、95%以上の確率で人間の活動に拠るものであるとされています。加えて、今世紀末には平均気温が最大で4.8度上昇するとされています。

また、昨年の出来事になりますが、「自然を守れば、自然が守ってくれる」をスローガンとしてインドでCOP11（生物多様性条約第11回締結国会議）が開催されました。そこでは、COP10で採択した愛知目標（2020年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを掲げる）の達成に向けた発展途上国への支援等について話し合われました。愛知目標を採択したCOP10の議長国である日本においては、目標達成に向けた積極的な取り組みが求められるところであります。

近年は地球温暖化や生物多様性をはじめ、国境を越えた大気汚染の問題など、グローバルな規模での環境問題がクローズアップされる機会が増加し、人間の活動に

抛る環境問題が深刻化してきているといえます。行政機関は引き続き問題解決のための調査・研究を行い、持続可能な社会の実現にむけた取り組みを実行しなければなりません。

こうした状況のなかで、この年次報告書は、北本市環境基本計画の進行管理にとどまらず、市の環境に関する施策全般を把握する資料として有益であります。多くの市民に積極的に活用していただき、市の環境行政の発展に寄与する資料となることを望み、審議会として以下のことを提言します。

- 1 生物多様性基本法が地方自治体の努力義務としている生物多様性地域戦略の策定に向けて、その基礎となる市内の自然環境調査の実施について検討していただきたい。
- 2 環境行政を統括する専任の人員を配置し、環境行政の推進を図っていただきたい。
- 3 引き続き環境基本計画の進捗状況の検証を行っていただきたい。
- 4 次期環境基本計画の策定にあつては、市民参画の手法を検討し市民の意思を取り入れた計画となるように時間をかけて丁寧に実施していただきたい。

環境審議会答申に対する市の対応方針

前項の答申を受けて、市では次の方針で検討します。

答申内容	検討方針
生物多様性基本法が地方自治体の努力義務としている生物多様性地域戦略の策定に向けて、その基礎となる市内の自然環境調査の実施について検討していただきたい。	自然環境調査を実施するには、専門のコンサルタントに委託する必要があり費用がかかります。また、その結果をどう活用していくのかについてのビジョンを含めて検討していく必要があると考えます。
環境行政を統括する専任の人員を配置し、環境行政の推進を図っていただきたい。	適正な人員配置に努めます。
引き続き環境基本計画の進捗状況の検証を行っていただきたい。	平成 27 年度の計画期間終了に向けて、進捗評価の低い項目から順次検証をしています。
次期環境基本計画の策定にあっては、市民参画の手法を検討し市民の意思を取り入れた計画となるように時間をかけて丁寧に実施していただきたい。	平成 27 年度の策定が予定されています。市民参画の手法も検討しています。

北本市環境審議会審査経過

年 月 日	概 要	備 考
平成 25 年 5 月 8 日	第 1 回環境審議会 ・第 3 次北本市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）	出席委員 11 名
平成 25 年 5 月 28 日	第 2 回環境審議会 ・第 3 次北本市地球温暖化対策実行計画の策定について（答申）	出席委員 9 名
平成 25 年 10 月 2 日	第 3 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 25 年度版）について（諮問）	出席委員 9 名
平成 25 年 11 月 18 日	第 4 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 25 年度版）について（答申）	出席委員 9 名

北本市環境マネジメントシステムの概要

- 1 適用規格 ISO14001:2004
- 2 適用範囲 市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動
- 3 審査登録機関 JQA（財団法人 日本品質保証機構）
- 4 認証登録日 平成13年4月11日
- 5 組織体制

環境管理総括者	市長
環境管理副総括者	副市長
環境管理責任者	市民経済部長
実行部門長	各部局室長
環境管理推進責任者	各課所長
環境管理推進員	各課所で主査以上の職にあるもの
環境調整会議	副市長、教育長、部長職にあるもの
環境調整検討部会	市民経済部長、関係課長
内部環境監査員	環境管理総括者が任命した者

- 6 取り組む三つの柱
- (1) 日常業務における環境配慮
- (2) 環境設備等における適正管理
- (3) 所掌事務の改善における環境配慮

7 定期審査結果

- (1) 審査日 平成26年2月5日～2月7日
- (2) 審査員 JQA審査員 1名
- (3) 審査範囲 市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動（全部署）
- (4) 審査所見（要約）

当該マネジメントが継続して要求事項に適合しているか否かを審査した。改善指摘事項は発見されず、当該環境マネジメントシステムについて、システムが維持されていると判断された。

- 良い点として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、使用済小型家電リサイクルボックスを早期に設置し対応を始められたこと。また、北本市新庁舎の建設に当たり、環境に配慮しており、CASBEE埼玉県でAクラスの評価を受けられていることが挙げられた。
- 改善の機会としては、記録文書への記載の方法に工夫の余地があることや、各課での環境教育の内容の充実を図ること。また、環境関連法令の特定方法や報告への工夫が求められた。

北本市環境方針

〔基本理念〕

北本市は、武蔵野の雑木林や荒川の清流などが残された自然の息吹あふれる環境に恵まれたまちです。

私たちは、過去から受け継いできた豊かな自然環境を守り、その実りを享受するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有しています。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会経済活動や自動車中心の社会によりもたらされる便利で豊かな生活は、地域の自然環境のみならず地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題を引き起こしています。

そのため、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、地球温暖化をはじめとする環境問題の主要因である車社会からの脱却をも見据えて、私たち自身の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

そこで、北本市は、市の望ましい環境像とする『緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本』の実現を目指し、市民及び事業者の環境に対する意識の高揚や環境管理活動の普及を図るとともに、協働して地球環境に配慮した取り組みを具体的に推進します。

〔基本方針〕

北本市は基本理念を踏まえ、継続的な環境の保全・改善を図り、人と自然に優しいまちづくりを推進するため、次の方針を策定します。

- 1 北本市の事務・事業等の活動の重要性や、それが環境に与える様々な影響を十分認識したうえで、適切な環境配慮を行っていきます。
- 2 環境マネジメントシステムの継続的な改善を実施するとともに、地球温暖化対策及び環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境に関する法令、その他の合意事項を遵守します。
- 4 環境に影響を与える主要な要因を改善するため、環境目的及び環境目標を設定し、継続的な見直しを行います。
- 5 職員の環境に対する意識の高揚と、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、基本理念及び基本方針を文書化し、全職員への周知と研修を行います。
- 6 この環境方針は、本市の環境への取り組みを広く内外に示すため公表します。

平成15年5月23日

北本市長 石津賢治

北本市環境マネジメントシステムの取組実績

北本市環境マネジメントシステム適用範囲：市役所庁舎及び文化センター

3 所掌事務の改善における環境配慮

項目	担当部署
魅力的・効果的な紙面づくり。紙資源の有効活用	秘書広報課
窓口業務の水準を向上させることによって確実に迅速な対応を可能とし、業務の効率を改善する。	政策推進課
保存文書の整理を行うことにより、保存文書の最小限化を目指す。	協働推進課
事務効率の向上及び新庁舎への引っ越し時の負担軽減	総務課
残業時間の抑制	財政課
滞納者には、督促状や催告書等の書類を送付しているため、口座振替の拡充を図ることで、納期内納付が拡大し滞納者数の圧縮をすることができ、書類等の削減につながる。 (目標H24 740件→800件)	税務課
住民票・印鑑証明等の証明書発行における窓口での手続きの簡略化と市民の利便性の確保	市民課
犬の糞による苦情を減らす	くらし安全課
観光事業の効果的な実施	産業観光課
生活保護の就労による廃止について、前年度比10%の増加を図る	福祉課
印刷用紙の使用を前年度比10%削減する	こども課
広汎な障害福祉サービス制度をまとめた「保健福祉ガイドブック（25年度版）」を作成し、制度の理解と周知を図る	障がい者福祉課
物品購入の際にグリーン購入を徹底し、環境への負荷を軽減する	高齢介護課
時間外勤務の抑制及び特定職員の負担軽減	保険年金課
事務所内の整理整頓	健康づくり課
緑地保全 雑木林の再生事業	都市計画課
圏央道工事に関する情報提供をこまめに行う	南部地域整備課
業者等から提出される申請書類について、申請者へ適切な指導を行い、申請書の補正や再提出を減らし、紙の消費及び職員の残業時間を削減する	建築開発課
①近距離の事務連絡は、自転車の利用に努め、公用車の使用燃料を削減しCO ₂ の排出量を削減する②公用車燃料使用量を前年度比15%削減する	道路課
工事で使用する建設機械を低排出ガス、低騒音、低振動にすることで地球環境への負担を軽減する	下水道課
税等の口座振替申請の簡略化と引落開始までの期間の短縮による口座振替の増加	会計課
会議資料の削減に取り組む。具体的には開かれた議会運営を目指し、ホームページに掲載する資料の充実を図り、市民への情報提供に努める。	議会事務局
改修工事に伴う各種設備機器については、環境に配慮したものを選定する。	教育総務課
地球温暖化防止のために、印刷のために使用する用紙を削減していく。具体的には、縮小印刷を積極的に取り組むことや両面印刷の推進、印刷前の最終チェックの取り組みを行う。	学校教育課
集約印刷や両面印刷の励行、不必要な印刷の減少により、使用枚数の削減に努める	生涯学習課
不用になった紙の有効活用	体育課
施設の利用率を上げ、施設の効率的使用を行い、省エネを図る。施設利用者を平成24年度比3%増加させる	文化センター

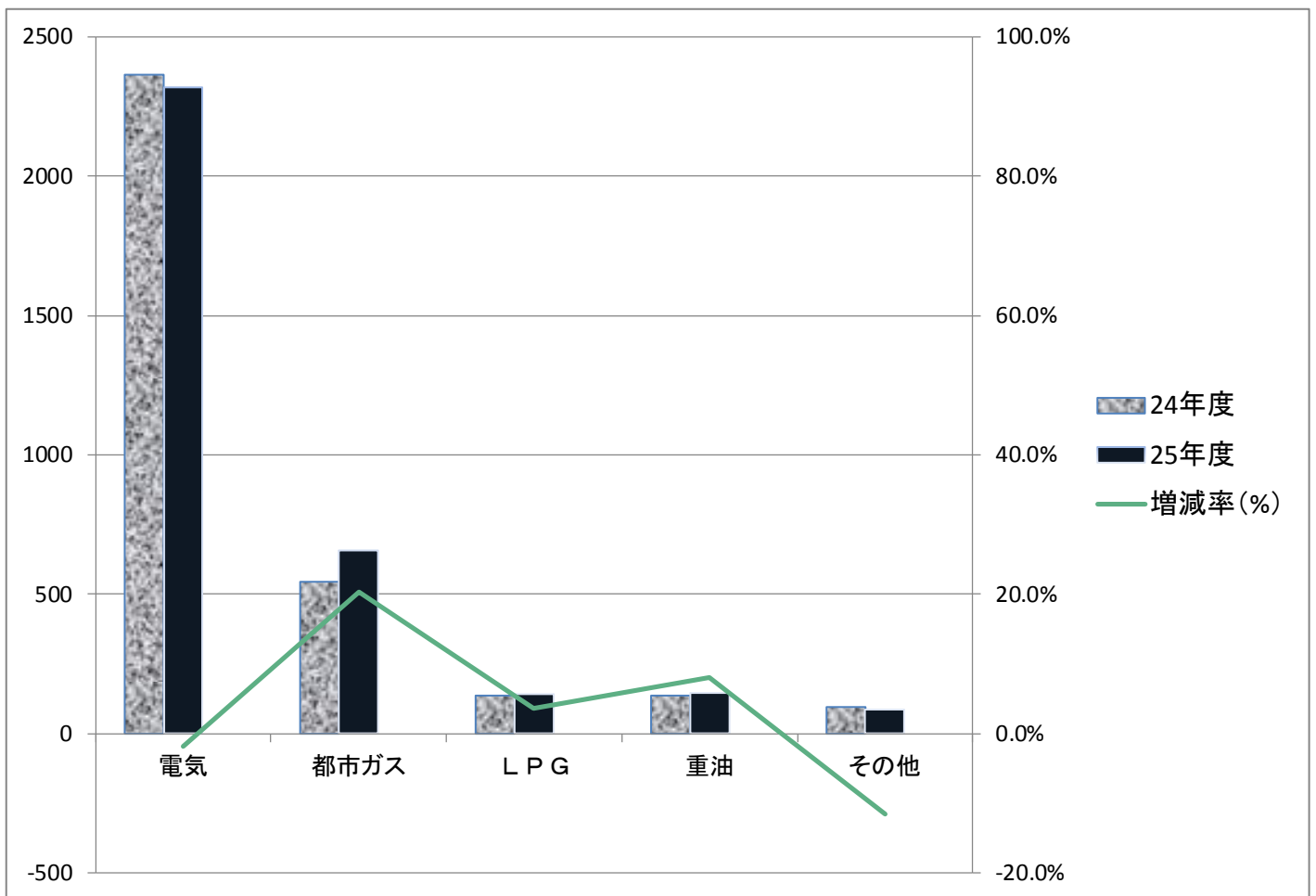
第2次北本市地球温暖化対策実行計画の取り組み状況

(対象:市内37施設)

排出量(t)	19年度 【基準年】	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	25年度 計画目標値
温室効果ガス全体	3553	3535	3454	3518	2902	3302	3350	3410
1.電気によるCO2	2546	2559	2542	2601	2022	2363	2319	2444
2.都市ガスによるCO2	578	544	532	593	506	545	656	555
3.LPGによるCO2	120	110	101	175	114	137	142	116
4.重油によるCO2	154	163	136	123	142	137	148	148
5.その他 CO2	154	160	143	119	118	123	85	148
水道使用量(千m ³)	150	140	135	137	137	134	137	144

(対象:市庁舎・文化センター)

用紙使用量(万枚)	303	356	355	382	385	413	414	291
ごみ(kg)	4252	2982	3355	3864	3372	3259	3787	3886



グリーン購入実績

平成25年度版 北本市グリーン購入ガイドラインに基づいたグリーン購入に努めた。

	対象分類	品目数	品目名	25年度目標	25年度実績
A 項目	用紙類	3	フォーム用紙・コピー用紙・印刷用紙	ガイドラインに基づいた購入率100%	99% (H24 99%)
	衛生紙類	1	トイレトペーパー		
	文具事務用品類	36	インデックス 鉛筆 朱肉 クラフトテープ 消しゴム 粘着テープ ゼムクリップ ノート ファイル 定規 シャープペン・替芯のり 目玉クリップ スタンプ台 はさみ セロテープ 付箋紙 修正テープ 修正液など		
	自動車	1	自動車		
	納入印刷物	5	広報誌 計画書 報告書 チラシ パンフレット 封筒		
B 項目	機器類	5	机 いす 戸棚 本棚 ホワイトボード	ガイドラインに基づいた購入率90%	100% (H24 100%)
	OA機器	7	コピー機 プリンター 電子計算機 スキャナー ファクシミリ		
	家電製品	4	冷蔵庫 エアコン テレビ		
	蛍光管等	2	蛍光管(直管型:40W型蛍光ランプ) 蛍光灯照明器具(40型)		
	インテリア・寝装寝具	4	カーテン 毛布 カーペット 布団		
	制服・作業服・作業手袋	6	制服 作業服 白衣 防寒服 エプロン 作業手袋 帽子		
C 項目	設備	2	太陽光発電システム 太陽熱利用システム	ガイドラインに基づいた購入に努める	適合14件 (H24 13件)
	公共工事	8	再生加熱アスファルト混合物断熱材 再生骨材等 タイル パッケージ型空調用機器 など		

※品目数・品目名は「平成25年度版 北本市グリーン購入ガイドライン」による。

※グリーン購入対象範囲は北本市の全機関であるが、実績は北本市環境マネジメントシステムの点検による市庁舎・文化センターの数値である。

平成25年度 河川・用排水路等水質分析結果

採取場所及び採取日		谷田用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）			荒川	城ヶ谷堤 下水路	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	鴻巣境		
		宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	高尾橋	桜堤	
分析項目及び単位		2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	
気温	℃	7.7	9.1	8.0	6.4	4.0	7.2	9.7	8.3	—
水温	℃	11.3	10.3	9.6	11.9	12.4	9.0	7.4	8.5	—
臭気		無臭	無臭	かび臭	無臭	無臭	下水臭	無臭	無臭	—
色相		淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	—
透視度	度	67	69	68	100	100	75	63	87	—
pH		7.0	7.0	6.7	6.7	6.8	6.9	7.6	7.3	6.5~8.5
BOD	mg/l	4.0	3.3	2.4	2.8	1.4	4.8	1.2	2.6	3以下
SS	mg/l	4.7	3.4	4.1	1.7	1.2	2.9	7.5	3.2	25以下
DO	mg/l	9.1	9.6	7.3	8.7	9.2	8.6	12	11	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.003以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.0005以下
T-N	mg/l	—	6.9	5.4	—	—	7.9	3.5	—	—
T-P	mg/l	—	0.24	0.20	—	—	0.26	0.10	—	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	0.7	0.9	—	—	1.1	不検出	—	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	0.19	0.12	—	—	0.27	不検出	—	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下
ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下

※基準値（環境庁告示第59号別表1・2より）pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

平成24年度 河川・用排水路等水質分析結果

採取場所及び採取日 分析項目及び単位		谷田用水路		梅沢水路	江川(勝林水路)			荒川	城ヶ谷堤 下水路	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	鴻巣境	桜堤	
		宮内4 9月28日	朝日1 9月28日	中丸8 9月28日	本町8 9月28日	本町4 9月28日	下石戸上 9月28日	高尾橋 9月28日	9月28日	
気温	℃	22.0	21.4	23.0	26.2	24.8	23.4	25.3	25.0	—
水温	℃	22.8	22.0	22.5	21.6	22.0	22.0	21.1	21.6	—
臭気		藻臭	藻臭	土臭	藻臭	藻臭	ヘドロ臭	藻臭	泥臭	—
色相		微黄色	微黄色	微黄色	無色	無色	微黄色	微緑色	淡黄色	—
透視度	度	85.0	94.0	100以上	100以上	100以上	100以上	45.5	94.0	—
pH		6.7	7.0	6.8	6.9	7.1	7.1	7.8	7.2	65~85
BOD	mg/l	3.1	3.4	5.3	不検出	不検出	1.1	0.5	0.8	3以下
SS	mg/l	4.3	4.7	6.0	1.4	不検出	3.1	18	4.6	25以下
DO	mg/l	6.0	5.5	6.5	8.4	10	8.2	8.8	7.0	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.003以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.0005以下
T-N	mg/l	—	3.0	4.3	—	—	5.5	2.4	—	—
T-P	mg/l	—	0.12	7.6	—	—	0.18	0.09	—	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質物質	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	0.06	不検出	—	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下

※基準値(環境庁告示第59号別表1・2より) pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

大気測定結果

平成24年度

調査地点 荒井3丁目地内（西部公民館屋上）

濃度単位：ppm

調査項目		調査日				
		1月30日(水)	1月31日(木)	2月1日(金)	2月2日(土)	2月3日(日)
一酸化窒素	平均値	0.0009	0.0070	0.0099	0.0043	0.0003
	最大値	0.0044	0.0318	0.0447	0.0175	0.0006
	最小値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0	0.0
二酸化窒素	平均値	0.0071	0.0224	0.0293	0.0218	0.0033
	最大値	0.0147	0.0494	0.0457	0.0343	0.0104
	最小値	0.0025	0.0057	0.0145	0.0022	0.0007
窒素酸化物	平均値	0.0080	0.0294	0.0392	0.0261	0.0036
	最大値	0.0191	0.0710	0.0717	0.0463	0.0109
	最小値	0.0030	0.0059	0.0151	0.0022	0.0007

平成22年度

調査地点 本町1丁目地内（北本市役所屋上）

濃度単位：ppm

調査項目		調査日				
		1月7日(金)	1月8日(土)	1月9日(日)	1月10日(月)	1月11日(火)
一酸化窒素	平均値	0.001	0.005	0.007	0.001	0.007
	最大値	0.004	0.04	0.027	0.002	0.034
	最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
二酸化窒素	平均値	0.089	0.018	0.013	0.004	0.019
	最大値	0.022	0.052	0.027	0.009	0.046
	最小値	0.003	0.004	0.002	0.001	0.004
窒素酸化物	平均値	0.010	0.023	0.020	0.004	0.026
	最大値	0.024	0.092	0.051	0.009	0.078
	最小値	0.004	0.005	0.002	0.001	0.004

平成24年度 土壤中ダイオキシン類分析結果

試料名: 北本市西部公民館(土壌)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.7	0.5	0.2	1	0.7
	TeCDDs	140	0.5	0.2	-	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	4.0	0.6	0.2	1	4.0
	PeCDDs	61	0.6	0.2	-	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	5.2	1.0	0.3	0.1	0.052
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	11	1.1	0.3	0.1	1.1
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	11	1.0	0.3	0.1	1.1
	HxCDDs	150	1.1	0.3	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	190	1.1	0.3	0.01	1.9
	HpCDDs	500	1.1	0.3	-	0
	OCDD	3,000	2.4	0.7	0.0003	0.090
	Total PCDDs	3851	-	-	-	10.22
ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	2.5	0.5	0.2	0.1	0.25
	TeCDFs	100	0.5	0.2	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	5.4	0.6	0.2	0.03	0.16
	2,3,4,7,8-PeCDF	4.5	0.5	0.2	0.3	1.4
	PeCDFs	120	0.6	0.2	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	8.2	0.9	0.3	0.1	0.82
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	8.2	0.9	0.3	0.1	0.82
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	1.2	0.4	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	11	1.1	0.3	0.1	1.1
	HxCDFs	170	1.2	0.4	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	98	1.0	0.3	0.01	0.98
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	9.7	1.1	0.3	0.01	0.097
	HpCDFs	660	1.1	0.3	-	0
	OCDEF	400	2.5	0.8	0.0003	0.12
Total PCDFs	1450	-	-	-	5.747	
Total (PCDDs+PCDFs)		5301	-	-	-	15.967
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB	1.1	0.8	0.2	0.0003	0.00033
	3,3',4,4'-TeCB	13	0.8	0.2	0.0001	0.0013
	3,3',4,4',5-PeCB	6.3	0.8	0.2	0.1	0.63
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	2.9	0.7	0.2	0.03	0.087
	Total ノンオルト体	23.3	-	-	-	0.71863
	2',3,4,4',5-PeCB	4.0	0.8	0.2	0.00003	0.00012
	2,3',4,4',5-PeCB	88	0.8	0.2	0.00003	0.0026
	2,3,3',4,4'-PeCB	46	0.7	0.2	0.00003	0.0014
	2,3,4,4',5-PeCB	1.7	0.8	0.2	0.00003	0.000051
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	14	0.7	0.2	0.00003	0.00042
	2,3,3',4,4',5-HxCB	26	0.8	0.2	0.00003	0.00078
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	11	0.7	0.2	0.00003	0.00033
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	68	0.8	0.2	0.00003	0.00020
	Total モノオルト体	197.5	-	-	-	0.005901
Total コプラナ PCB		220.8	-	-	-	0.724531
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						17

- 実測濃度欄の () 付きの数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。
- 実測濃度欄の “ND” は、検出下限の濃度であることを示す。
- 毒性等量は定量下限未満の数値を0として毒性等量換算した値である。

平成 22 年度 土壤中ダイオキシン類分析結果

試料名: 北本市役所敷地内(土壌)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.3	0.3	0.09	1	0.3
	TeCDDs	47	0.3	0.09	-	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	1.7	0.3	0.1	1	1.7
	PeCDDs	32	0.3	0.1	-	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	1.8	0.6	0.2	0.1	0.18
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	3.7	0.6	0.2	0.1	0.37
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	4.4	0.6	0.2	0.1	0.44
	HxCDDs	54	0.6	0.2	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	41	0.6	0.2	0.01	0.41
	HpCDDs	80	0.6	0.2	-	0
	OCDD	300	1.4	0.4	0.0003	0.090
	Total PCDDs	513	-	-	-	3.490
ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	1.9	0.3	0.09	0.1	0.19
	TeCDFs	59	0.3	0.09	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	4.1	0.3	0.1	0.03	0.12
	2,3,4,7,8-PeCDF	4.5	0.31	0.09	0.3	1.4
	PeCDFs	62	0.3	0.1	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	6.1	0.6	0.2	0.1	0.61
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	6.8	0.6	0.2	0.1	0.68
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.7	0.7	0.2	0.1	0.07
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	8.7	0.6	0.2	0.1	0.87
	HxCDFs	76	0.7	0.2	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	36	0.6	0.2	0.01	0.36
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	6.1	0.7	0.2	0.01	0.061
	HpCDFs	71	0.7	0.2	-	0
	OCDEF	40	1.5	0.4	0.0003	0.012
Total PCDFs	308	-	-	-	4.373	
Total (PCDDs+PCDFs)		821	-	-	-	7.863
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB (#81)	2.9	0.9	0.3	0.0003	0.00087
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	50	1.0	0.3	0.0001	0.0050
	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	14	1.0	0.3	0.1	1.4
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	(0.9)	0.9	0.3	0.03	0
	Total ノンオルト体	67.8	-	-	-	1.40587
	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	4.8	0.9	0.3	0.00003	0.00014
	2,3',4,4',5-PeCB (#118+106)	140	0.9	0.3	0.00003	0.0042
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105+127)	80	0.9	0.3	0.00003	0.0024
	2,3,4,4',5-PeCB (#114)	2.8	0.9	0.3	0.00003	0.000084
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	15	0.9	0.3	0.00003	0.00045
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	38	0.9	0.3	0.00003	0.0011
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	11	0.9	0.3	0.00003	0.00033
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	3.3	0.9	0.3	0.00003	0.000099
Total モノオルト体	294.9	-	-	-	0.008803	
Total コプラナ PCB		362.7	-	-	-	1.414673
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						9.3

- カッコ付は検出下限値以上、定量下限値未満を表わす。
- 実測濃度中のNDは検出下限値未満を表わす。
- 毒性等量は定量下限未満の数値を0として毒性等量換算した値である。
- pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

平成24年度 大気中ダイオキシン類分析結果

試料名:西部公民館(大気)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.010	0.003	1	0.002**
	TeCDDs	0.34	0.010	0.003	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	(0.009)	0.011	0.003	1	0.009*
	PeCDDs	0.21	0.011	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	(0.006)	0.021	0.006	0.1	0.0006*
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	(0.012)	0.019	0.006	0.1	0.0012*
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	(0.008)	0.014	0.004	0.1	0.0008*
	HxCDDs	0.21	0.021	0.006	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.090	0.021	0.006	0.01	0.00090
	HpCDDs	0.19	0.021	0.006	-	-
	OCDD	0.33	0.029	0.009	0.0003	0.000099
Total PCDDs	1.28	-	-	-	0.014599	
ジブレンジオン	2,3,7,8-TeCDF	0.019	0.011	0.003	0.1	0.0019
	TeCDFs	0.76	0.011	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	0.052	0.010	0.003	0.03	0.0016
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.040	0.011	0.003	0.3	0.012
	PeCDFs	0.64	0.011	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	0.063	0.018	0.005	0.1	0.0063
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.049	0.011	0.003	0.1	0.0049
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	(0.004)	0.013	0.004	0.1	0.0004*
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.054	0.018	0.006	0.1	0.0054
	HxCDFs	0.48	0.018	0.006	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.16	0.018	0.005	0.01	0.0016
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.026	0.020	0.006	0.01	0.00026
	HpCDFs	0.30	0.020	0.006	-	-
	OCDEF	0.084	0.030	0.009	0.0003	0.000025
Total PCDFs	2.264	-	-	-	0.034385	
Total (PCDDs+PCDFs)		3.544	-	-	-	0.048984
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB (#81)	(0.016)	0.029	0.009	0.0003	0.0000048*
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.10	0.030	0.009	0.0001	0.000010
	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	(0.03)	0.03	0.01	0.1	0.003*
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	ND	0.04	0.01	0.03	0.0002**
	Total ノンオルト体	0.146	-	-	-	0.0032148
	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	(0.01)	0.03	0.01	0.00003	0.0000003*
	2,3',4,4',5-PeCB(#118+106)	0.36	0.04	0.01	0.00003	0.000011
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105+127)	0.16	0.031	0.009	0.00003	0.0000048
	2,3,4,4',5-PeCB (#114)	(0.017)	0.024	0.007	0.00003	0.00000051*
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	(0.02)	0.04	0.01	0.00003	0.0000006*
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	(0.04)	0.05	0.01	0.00003	0.0000012*
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	(0.01)	0.03	0.01	0.00003	0.0000003*
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	(0.02)	0.06	0.02	0.00003	0.0000006*
Total モノオルト体	0.637	-	-	-	0.00001931	
Total コプラナ PCB		0.783	-	-	-	0.00323411
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						0.052

- 実測濃度欄の () 付きの数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。
- 実測濃度欄の “ND” は検出下限未満の濃度であることを示す。
- 実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合、毒性等量計算にはそのままの値を用いて表し、*を付けて表す。
- NDの場合、毒性等量計算には検出下限の 1/2 の値を用い**を付けて表す。

平成 22 年度 大気中ダイオキシン類分析結果

試料名: 北本市役所敷地(大気)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	(0.003)	0.008	0.002	1	0.003*
	TeCDDs	0.22	0.008	0.002	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.012	0.010	0.003	1	0.012
	PeCDDs	0.26	0.010	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	(0.008)	0.019	0.006	0.1	0.0008*
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	(0.016)	0.018	0.005	0.1	0.0016*
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	(0.011)	0.019	0.006	0.1	0.0011*
	HxCDDs	0.26	0.019	0.006	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.098	0.018	0.005	0.01	0.00098
	HpCDDs	0.18	0.018	0.005	-	-
	OCDD	0.28	0.029	0.009	0.0003	0.000084
	Total PCDDs	1.2	-	-	-	0.019564
ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.020	0.010	0.003	0.1	0.0020
	TeCDFs	0.67	0.010	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	0.051	0.008	0.002	0.03	0.0015
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.041	0.010	0.003	0.3	0.012
	PeCDFs	0.55	0.010	0.003	-	-
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	0.065	0.021	0.006	0.1	0.0065
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.044	0.015	0.004	0.1	0.0044
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.022	0.007	0.1	0.0004**
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.040	0.015	0.005	0.1	0.0040
	HxCDFs	0.45	0.022	0.007	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.19	0.019	0.006	0.01	0.0019
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.034	0.018	0.006	0.01	0.00034
	HpCDFs	0.44	0.019	0.006	-	-
	OCDEF	0.14	0.03	0.001	0.0003	0.000042
Total PCDFs	2.25	-	-	-	0.033082	
Total (PCDDs+PCDFs)		3.45	-	-	-	0.052646
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB (#81)	(0.019)	0.022	0.007	0.0003	0.0000057*
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.060	0.022	0.007	0.0001	0.0000060
	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	(0.020)	0.025	0.007	0.1	0.0020*
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	(0.010)	0.023	0.007	0.03	0.00030*
	Total ノンオルト体	0.109	-	-	-	0.0023117
	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	ND	0.029	0.009	0.00003	0.00000014*
	2,3',4,4',5-PeCB(#118+106)	0.16	0.028	0.008	0.00003	0.0000048
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105+127)	0.065	0.029	0.009	0.00003	0.0000020
	2,3,4,4',5-PeCB (#114)	(0.009)	0.023	0.007	0.00003	0.00000027*
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	(0.016)	0.023	0.007	0.00003	0.00000048*
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	(0.022)	0.024	0.007	0.00003	0.00000066*
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	(0.010)	0.025	0.008	0.00003	0.00000030*
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	(0.019)	0.026	0.008	0.00003	0.00000057*
Total モノオルト体	0.301	-	-	-	0.00000922	
Total コプラナ PCB		0.41	-	-	-	0.00232092
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						0.055

- カッコ付は検出下限値以上、定量下限値未満を表わす。
- 実測濃度中のNDは検出下限値未満を表わす。
- 毒性等量は定量下限未満の数値を0として毒性等量換算した値である。
- pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

用語解説

〔あ行〕

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格のことです。

アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることです。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物であり、主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別されます。主な産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなどです。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、生体に対しては、気道系を通じて肺に滞留、沈着し、肺繊維症のほか、肺がん、中皮腫の原因になることが認められています。日本では、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになりました。

健康影響 石綿を吸ってから長い年月を経てから症状が出てくることが多く、特に悪性中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜などにできる悪性腫瘍で、20～50年という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされています。

硫黄酸化物(SO_x)

主に二酸化硫黄(SO₂)や、三酸化硫黄(SO₃)等の硫黄が酸化した物質の総称のことで「大気汚染防止法」(昭和43(1968)年)では、ばい煙の種類として規定しています。石炭、石油等の化石燃料の燃焼によって発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の原因の一つになっています。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには、窒息に至る場合もあります。

EMボカシ(EM発酵資材)

EMで有機物(米ヌカ、油カスなど)を発酵させたものをいい、一般でいうボカシ肥料と同じようなものです。発酵過程でEMを増殖させ、その密度を高め、ほ場では有機物がEMを増殖させる餌となります。

EPN

有機燐化合物の一種です。

※有機燐化合物「O-P」……パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの物質を
指す ⇒ 農薬

オゾン層

地表から20～25キロメートルの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことです。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射

して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素などがあげられます。

〔か行〕

化学的酸素要求量(COD)

水の汚れを示す指標の一つで、水中の有機物質の濃度を表し、この値が大きいほど水が汚れています。

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水を戸別にまとめて処理する装置のことです。

カドミウム(Cd)

銀白色の軟らかい金属で、メッキ、合金等に用いられます。カドミウムを含む水や食品を摂取すると中毒を起こします。

環境監査

環境管理の一連のしくみの中で、自主的な環境管理に関する計画などの点検作業のことです。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされている基準のことです。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を順守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）のサイクルで推進していきます。

クロム(Cr)

金属クロムは、空気及び湿気に対して極めて安定で、日用品、装飾品を始めとして広くメッキに用いられます。クロム化合物中、六価クロム(Cr⁶⁺)は猛毒で、皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取が続くと肝臓、腎臓、ひ臓への蓄積が起こります。また、多量に摂取すると、嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし、死に至ることもあります。

コンポスト

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られた堆肥のことです。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用します。

〔さ行〕

サーマル・リサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

産業廃棄物

事業活動に伴い、工場、建設現場等から排出される廃棄物のことです。

酸性雨

石油、石炭など化石燃料を消費することによって大気中に放出される硫酸化物中の硫黄分、窒素酸化物の窒素分を凝結核として降る雨のことです。（硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶解込み、pHが5.6以下の強い酸性を示す雨）

シアン(CN)

無色で特有の臭気をもち、シアン化合物としては青酸カリ（シアン化カリウム）、青酸ソーダ（シアン化ナトリウム）等があります。化合物によって用途は異なりますが、他の化学物質の原料、触媒、メッキなどの工業分野で使われています。シアン化水素はタバコの煙にも含まれています。

健康影響 無機シアン化合物は、非常に強い毒性を持っています。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどの症状を起こすとの報告があります。

市街化区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域です。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園です。ドイツのクラインガルテンが有名です。

水素イオン濃度(pH)

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH7 が中性、これより数値が低く0に近づくほど強い酸性を示します。

生産緑地

広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地です。

狭義には生産緑地法に基づいて指定されている市街化区域内の緑地です。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

ゼロエミッション

一産業部門から出る廃棄物を他の部門の再生原料として転換することにより、大気、水等環境への付加を一切なくすことです。1994年に国際連合大学が「ゼロ・エミッション研究機構」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められています。

全窒素(T-N)

水中の窒素分には有機態窒素と無機態窒素があり、その合計のことをいいます。

全リン(T-P)

リンは生物体ではリン酸の形で核酸などを形成しており、代謝されて尿に排泄されたリンの全量を表したものです。

雑木林

様々な種々の樹木が混じって生えている林です。

総水銀(T-Hg)

水銀化合物には有機水銀と無機水銀があります。無機水銀は、公共用水域内で有機水銀化しているため、これらの水銀をまとめて総水銀とし、汚染状況を示す基準としています。有機水銀中毒として、水俣病が知られています。

健康影響 水銀は、脳の中に蓄積しやすく、体内で酸化反応を受ける前に脳に移行すると水銀によって中枢神経障害を起こす恐れがあります。有機水銀化合物は、無機水銀化合物に比べ毒性が強いと

されています。メチル水銀は神経細胞中のたんぱく質の構造を変えることによって、神経細胞を変性、壊死させると考えられており、特に胎児への影響が大きいとされています。

〔た行〕

第一種兼業農家

農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以上の農家のことです。なお、農業での収入が50%以下の農家のことを第二種兼業農家といいます。

ダイオキシン類

一般には、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）およびポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称のことです。ダイオキシン類には、塩素の数や配置によりPCDDで75種類、PCDFで135種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

健康影響 人体に対する影響は、発癌とその他症状です。人における発癌は、化学工場の従事者や、2,4,5-Tの散布をした農夫などの集団で全がん死亡率の上昇が報告されています。また、部位別に呼吸器がん、非ホジキンリンパ腫、軟部組織肉腫等の発生率の上昇が観察されています。過去、西日本において発生した油症では、原因となった米ぬか、患者の体液等からPCDFが検出され、様々な皮膚症状、視力減退、痺れなどの神経症状が観察されました。ダイオキシンの人体影響については未解明な部分が多く、今後とも引き続き毒性試験や人体への影響について調査研究を推進することが重要とされています。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林（特に熱帯林）の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように、人の活動によって地球規模の環境に影響を及ぼす問題のことです。

地区計画

地区計画とは、身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。

一般的な建築物のルールを守って建築物を建てた場合でも、周辺と調和しない建築物が建てられることがあります。地区計画を活用すると、地区の実情に合ったより良い居住環境やまち並みを誘導することができます。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。

低公害車

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車があります。

テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。引火性が低く、容易に油を溶かすという性質があります。このため、ドライクリーニングの溶剤として洗濯業で使われたり、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。現在では、代替フロン原料としての用途が最も多くなっています。

健康影響 高濃度のテトラクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度のテトラクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

dB(デシベル)

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。

等価騒音レベル

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下水に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)

ダイオキシン類は多数の毒性の異なる同族体の混合物として存在します。そこで、個々の同族体の毒性の強さを、最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を1として表した係数が毒性等価係数となります。

ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフランが10種、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが7種、コプラナーポリ塩化ビフェニルが12種、毒性があるものとして毒性等価係数を与えられています。

毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

土地区画整理

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道路、公園、上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式のことです。

トリクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。今日では、代替フロン原料として需要が増え、金属の洗浄用途を上まわっています。

健康影響 高濃度のトリクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められません。

〔な行〕

七都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したものです。なお、八都県市とは、七都県市にさいたま市を加えたものです。

鉛(Pb)

蒼白色の軟らかく重い金属で、大量に摂取すると腹痛、嘔吐、下痢等の急性中毒を起こし、激しい胃腸炎等で死に至ることもあります。

二酸化硫黄(SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激臭のある無色の気体で、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻やノドの粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

農薬

農薬とは農薬取締法で規定されている薬剤のことをいい、農作物等に害を与える病害虫の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤などや、農作物等の生理機能の増進に用いられる植物成長調整剤などがあり、用途によって分類されています。また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬の一種とされています。

平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月末より残留農薬基準が定められていない農薬については、人の健康を損なうおそれのない量（一律基準＝0.01ppm）を設定し、それを超えた残留のある農産物の販売等が禁止されています。

ノルマルヘキサン抽出物質

水中の「油分等」を表わす指標として用いられる、動植物油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックスグリース等の総称で、溶媒であるn-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質のことを言い、その中には農薬、染料、フェノール等も含まれます。油分等は、直接及び間接に魚介類の死を引き起こすとともに、魚介類に着臭し、その商品価値を失わせます。

水質汚濁に係る環境基準では、海域における生活環境項目について、A及びB類型で「検出されないこと」と定められています（河川および湖沼については基準値はありません）。

〔は行〕

80%レンジ

振動が不規則かつ大幅に変動する場合の変動幅を表す量です。ある実測時間内に多数回の測定を行い、全ての測定結果を大きさの順に並べ、上下各10%をカットしたものが80%レンジです。工場などの振動規制をする際には、80%レンジの上端値(L₁₀)を採用します。80%レンジの上端値(L₁₀)は累積度数の90%に、80%レンジの下端値(L₉₀)は累積度数の10%に相当します。

ピコグラム(pg)

ピコグラムとは1兆分の1グラムのことです。また、ナノグラム(ng)とは10億分の1グラ

ムのことです。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしします。

砒素(A s)

天然には鉱物中に主に硫化物として存在し、環境水中では亜砒酸あるいは砒酸として存在します。毒性が強く、発がん物質でもあります。

健康影響 人に対する砒素化合物の急性毒性の強さは、アルシン>亜砒酸塩>砒酸塩>有機砒素化合物の順で強いと考えられています。急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kgあたり 1.5～500mgと考えられています。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和 54 年 3 月に制定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としています。

浮遊物質(S S)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値 (mg/l) が大きいほど、その水の濁りが多いことを示します。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。毒性は小さく、化学的に安定しているため、クーラーや冷蔵庫の冷媒、スプレー噴霧剤などに使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減に向けた取り組みが進められています。

ベンゼン

ベンゼンは 19 世紀前半に、圧縮した鯨油の分解ガスからはじめて取り出されました。常温で揮発性や引火性が高い物質であり、発がん性もあるので取り扱いには注意が必要です。ガソリンの中にも含まれて (現在の基準では体積比 1%以下) いるため、主に自動車などの排気ガスに含まれて排出されています。

健康影響 遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において白血病を引き起こすことに関し十分な証拠があると考えられています。

保護地区

身近で貴重な自然を次世代に残すために、所有者の協力を得て、雑木林や樹林を保護すべき地区(山林)として指定した場所のことです。

〔や行〕

谷津

台地に刻まれた谷の斜面や谷底から湧き出る地下水(湧水)によって作られた低湿地のことです。

有機リン化合物(O-P)

リン原子が炭化水素基と結合している化合物のことです。多くは殺虫剤に使用されます。初期の有機リン系殺虫剤は、哺乳動物や鳥類に対する毒性が強く野生生物への影響が出ましたが、最近の化合

物は毒性が低くなり、生物に対する危険性は低下しています。

要請限度

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができます。

溶存酸素量(DO)

水中に保持されている酸素のことです。一般に、汚染が進むと酸素の濃度は低下します。

北本市環境基本計画

年次報告書（平成26年度版）

発 行 北本市

発行日 平成26年12月

編 集 北本市市民経済部くらし安全課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111